

塩山市・勝沼町・大和村

甲州市まちづくり計画

平成17年2月

東山梨地域合併協議会

平成27年12月 変更

甲州市

目次

序章	なぜ市町村合併が必要か	1
1	地域の発展と住民福祉向上の有効手段	
2	市町村合併を必要とする具体的課題	
	(1) 自立した市町村の体制整備	
	(2) 住民の日常生活圏の拡大	
	(3) 少子高齢化社会への対応	2
	(4) 国・地方の財政状況と構造改革	
第1章	まちづくり計画策定の方針	3
1	計画の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
第2章	新市の概要	4
1	位置と地勢	
2	面積と土地利用	
3	人口と世帯	
4	産業構造	6
第3章	主要指標の見通し	7
1	人口	
2	世帯	
3	就業人口	
	人口、世帯等の見通し	8
第4章	主要指標の目標	9
1	人口	
2	世帯	
第5章	新市の特性とまちづくりの課題	10
1	新市の特性	
	(1) 豊かな自然環境と美しい果樹景観を有する標高差の大きい地域	
	(2) 東京、名阪、北関東、静岡など四方に交流の玄関口を持つ地域	
	(3) 歴史に彩られた文化資産が数多く存在する地域	
	(4) 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積している地域	11
	(5) 芸術・文化に富んだ地域	

2	社会及び経済環境の変化への対応	12
	(1) 地方分権型地域社会の実現と行財政能力の強化	
	(2) 少子・高齢化に対応した社会基盤の整備	
	(3) 環境問題に配慮した循環型社会の確立	13
	(4) 地域生活におけるコミュニティ（共同体）の強化	
	(5) いきいきと子供が輝く教育と生涯学習の推進	14
	(6) 情報通信技術の活用に向けた基盤整備	
	(7) 市民と行政の新たな関係性の構築	15
	(8) 農林業の振興	
	(9) 地域産業の振興	16
	(10) 新しい観光の取り組み	
	(11) 大震災等の被害を最小限に防ぐ防災体制の強化	17
第6章	新市のまちづくりの考え方	18
1	まちづくりの基本理念	
	(1) 連携による新市の構築	
	(2) 新しい自治のかたちの形成	
	(3) 新たな価値観の創造	19
2	地域の自律的循環によるまちづくりのための基本的施策の方向	20
	(1) 教育・文化・芸術・スポーツを大切にする新価値観社会の創造	
	(2) 自然と人と地域社会が持続的に発展する協働・共創・共育地域	21
	(3) 緑と伝統的な産業と新しい交流型産業が交錯する果樹園交流都市	
3	新たな都市の構造と地域経営の仕組みづくりの考え方	22
	(1) 地域交流型の都市構造の構築	
	(2) 新たな地域経営の仕組みづくり	
4	新市の将来像	24
	まちづくりのイメージ	25
第7章	新市の土地利用及び各ゾーン振興の方向	26
1	土地利用の基本的な考え方	
2	ゾーンの設定と整備方針	
	(1) 生活交流ゾーン	
	(2) 果樹園景観ゾーン	
	(3) 自然景観ゾーン	27
第8章	新市を形成していくための主要施策	28
I	住民が求めるまちづくりの方向	
	(1) 「ひとづくりプラン」での優先事項	29
	(2) 「住み良さづくりプラン」での優先事項	30

(3)	「活力づくりプラン」での優先事項	31
(4)	「地域交流型都市構造の構築」での優先事項	32
(5)	「新たな地域経営の仕組みづくり」での優先事項	33
II	分野別のまちづくりの方針	34
1	ひとづくりプラン実現のための方針	35
	【健康、保健・医療、福祉、子育て支援】	
(1)	総合的な健康づくり対策の推進	
(2)	地域の保健・医療体制の充実	
(3)	高齢福祉の充実	36
(4)	社会福祉の充実	
(5)	子育て支援の充実	
	【地域教育、学校教育、教育環境、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ・レクリエーション】	
(1)	家庭や地域における教育力の充実	
(2)	学校教育の充実	
(3)	教育環境の充実	
(4)	生涯学習の充実	39
(5)	地域文化の継承・創造	
(6)	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	
2	住み良さづくりプラン実現のための方針	41
	【環境・景観、消防・防災、治山治水、交通安全、防犯、消費者保護、上下水道、住宅】	
(1)	環境・景観に配慮したまちづくりの推進	
(2)	消防・防災体制の強化	42
(3)	治山治水対策の推進	
(4)	交通安全の推進	
(5)	地域防犯体制の強化	
(6)	消費者の保護	43
(7)	上下水道整備の促進	
(8)	住宅の充実	
3	活力づくりプラン実現のための方針	45
	【農林業、商工業、観光、労働環境】	
(1)	果樹を中心とした農林業の振興	
(2)	魅力ある商工業の振興	46
(3)	地域資源を活用した観光の振興	
(4)	人材育成と労働環境の整備	
4	地域交流型都市構造構築のための方針	49
	【土地利用、道路交通】	
(1)	合理的な土地利用の推進	

(2) 地域交通ネットワークの整備	
5 新たな地域経営の仕組みづくりのための方針	51
【地域自治、行財政基盤、市民参画、男女共同参画】	
(1) 個性を磨く地域自治の創造	
(2) 行財政基盤の確立	
(3) 交流と連携による市民参画のまちづくりの推進	52
(4) 男女共同参画社会の実現	
第9章 新市における県事業の推進	54
1 山梨県の役割	
2 新市における山梨県事業	
(1) 道路網の整備	
(2) 河川の整備	
(3) 砂防・保安林の整備	55
(4) 下水道の整備	
(5) 農林業の振興	
(6) 観光の振興	
(7) その他の公共施設の整備	56
第10章 公共的施設の適正配置と整備	57
1 公共的施設の適正配置と整備	
2 地域総合局の設置	
第11章 新市財政計画	58
1 前提条件	
2 歳入	
3 歳出	59
4 歳入歳出の見通し	61
5 財政用語説明	63

序章 なぜ市町村合併が必要か

1 地域の発展と住民福祉向上の有効手段

地方自治法の施行から 50 年あまりが経過した今日、地方自治が直面している課題は数多く、多岐にわたっています。特に、「住民一人ひとりが豊かさゆとりを実感できる魅力ある地域社会」の形成を図るため、行政システムはこれまでの中央集権型から地方分権型へと変革していくことが求められています。

こうした中、住民に最も身近な自治体である市町村は、地域の総合的な行政主体として、自立性を発揮しつつ、分権型社会における新たな役割を担うことができるよう体質の強化を図ることが緊急の課題となっており、本地域のさらなる発展と住民福祉向上の有効手段として、市町村合併は必要と考えます。

2 市町村合併を必要とする具体的課題

(1) 自立した市町村の体制整備

平成 12 年 4 月に「地方分権一括法」が施行され、地方分権改革は実行段階を迎えました。これにより、住民に最も近い基礎的自治体であり、総合行政のサービス主体である市町村には、自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性と活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く求められています。

こうした状況を背景に、市町村には行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じて創意工夫を行い、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した行政サービスが提供できる行政能力の向上が求められています。

(2) 住民の日常生活圏の拡大

現在の市町村の境界が確立された昭和 30 年頃と比較すると、交通・通信技術の進展には目を見張るものがあります。

高度経済成長期以降のモータリゼーションの発達により、通勤、通学をはじめ、買物や余暇活動など日常生活のあらゆる場面で、その活動範囲は市町村の枠を越えた広がりを見せています。また、パソコンや携帯電話等を利用した情報通信技術の進展により、行政からの情報はいつでも、どこでも得られるようになりました。さらに自宅にいながらにして各種の行政手続きが行える電子自治体の実現に向け、さまざまな施策が促進されています。

このような交通・通信技術の発達に伴い、現状の市町村の区域を越えた行政需要も増大することが見込まれ、その境界は見直してもよい時期にきています。

(3) 少子高齢化社会への対応

出生率が減少する一方で65歳以上の高齢者の数が増える、いわゆる少子高齢化の傾向は、今後急激に進んでいくと予想されています。このことは、労働人口一人当たりが支えるべき高齢者の数が増え、そのための負担が国、地方の財政を圧迫することにもつながっていきます。

また、求められる福祉サービスの内容も高度かつ多様になり、行政に対しても介護保険をはじめ地域の実情に応じたきめ細かな対応が要求されており、市町村合併によって財政基盤を強化し、サービス内容を充実していく必要があります。

(4) 国・地方の財政状況と構造改革

バブル経済の崩壊以降、根本的な構造改革を先送りし、大規模な経済対策が行われてきた結果、国と地方が抱える長期債務の総額は700兆円を超えています。

国は、この状況を打破する手段として、税源を国から地方に移管したうえで国庫補助金や負担金を整理し、地方交付税を見直す「三位一体の改革」を進めています。

これに伴い、地方自治体は今まで以上の行政改革により合理化、効率化を進め、行財政基盤の強化を図るとともに、自主財源の確保に取り組まなければ、行政運営が困難な状況に陥ることが予想されます。

第1章 まちづくり計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、塩山市、勝沼町、大和村の合併による新市建設の基本方針を定め、その実施により総合的な基盤整備による新市の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、新市のより詳細かつ具体的な施策内容については、新市において策定する総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）などに委ねるものとします。

2 計画の構成

本計画は、新市の概要及び主要指標の見通し、新市を建設していくための基本方針と将来像の実現のための主要な施策、財政計画を中心として構成します。

3 計画の期間

本計画は、将来を展望した長期的な視野に立ったものであり、新市発足時から平成32年度までの15年間の計画期間とします。

第2章 新市の概要

1 位置と地勢

新市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、重川、日川、笛吹川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。

本地域の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村に接しており、都心から約 100 k m 圏内に位置します。

2 面積と土地利用

新市の総面積は、264.0 k m²で、山梨県の総面積の約 5.9%にあたります。

土地利用の状況は、宅地 7.7 k m² (2.9%)、農用地 21.0 k m² (8.0%)、森林 211.5 k m² (80.1%)、その他 23.8 k m² (9.0%) となっています。

■面積及び土地利用状況

(単位:k m²)

総面積	内 訳 等							
	宅地		農用地		森林		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比
264.0	7.7	2.9%	21.0	8.0%	211.5	80.1%	23.8	9.0%

* 面積:国土利用計画甲州市計画から抜粋(基準年次:平成 22 年)

3 人口と世帯

新市の平成 12 年の国勢調査の人口は 36,925 人となっており、昭和 60 年の国勢調査と比較すると、全体で 1.1%の減少となっています。また、平成 22 年の調査では 33,927 人とさらに減少し、平成 12 年の調査と比較すると、10 年間で 2,998 人、率にして 8.8%の減少となっています。

国勢調査による人口の推移を見ると、3 市町村とも昭和 35 年以降減少傾向でしたが、平成 7 年には若干増加に転じています。しかし平成 12 年では塩山市、大和村において大きな減少を示していますが、これは葛野川ダム工事関係者の転出が大きな要因として考えられます。

新市の年齢別人口構成をみると、昭和 60 年に 15.6%であった 65 歳以上人口は、平成 12 年には 8.4 ポイント上昇し 24.0%となりました。また、平成 22 年の調査では 29.4%となり、高齢化は一層進行しています。

平成 12 年調査を山梨県全体の年齢別人口と比較すると 65 歳以上の割合が山梨県 (19.5%) よりも 4.5 ポイントあまり高くなっています。また、15 歳から 64

歳までの生産年齢人口の割合は山梨県（65.0%）より3.8ポイント低く、14歳以下の年少人口の割合は山梨県（15.5%）よりも0.6ポイント低くなっています。なお、平成22年調査では、65歳以上の高齢者の割合は山梨県（24.5%）よりも4.9ポイント高く、生産年齢人口の割合は山梨県（61.6%）より4.0ポイント低く、年少人口の割合は山梨県（13.4%）よりも0.3ポイント低いことから、山梨県の市町村のなかでも少子高齢化の現象が顕著に進行しているといえます。

また、平成12年調査における世帯数は、11,547世帯で、一世帯当たりの人口は3.2人となっていました。平成22年調査では世帯数は11,588世帯、一世帯当たりの人口は2.9人となり、単身世帯の増加や核家族化が進んでいます。

■年齢(3階層)別人口の推移

(単位:人、%)

市町村名等		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
			構成比		構成比		構成比		構成比
塩山市	0～14歳	4,302	15.9	3,815	14.6	3,563	14.1		
	15～64歳	17,345	64.0	16,098	61.6	14,969	59.3		
	65歳以上	5,470	20.2	6,213	23.8	6,695	26.6		
	計	27,117	100.0	26,126	100.0	25,227	100.0		
勝沼町	0～14歳	1,504	16.8	1,463	15.8	1,357	14.8		
	15～64歳	5,470	61.0	5,574	60.2	5,409	58.8		
	65歳以上	1,993	22.2	2,221	24.0	2,433	26.4		
	計	8,967	100.0	9,258	100.0	9,199	100.0		
大和村	0～14歳	252	12.8	222	14.4	179	12.0		
	15～64歳	1,284	65.4	909	59.0	867	57.9		
	65歳以上	426	21.7	410	26.6	450	30.1		
	計	1,962	100.0	1,541	100.0	1,496	100.0		
(合計) 甲州市	0～14歳	6,058	15.9	5,500	14.9	5,099	14.2	4,428	13.1
	15～64歳	24,099	63.3	22,581	61.2	21,245	59.1	19,535	57.6
	65歳以上	7,889	20.7	8,844	24.0	9,578	26.7	9,962	29.4
	計	38,046	100.0	36,925	100.0	35,922	100.0	33,927	100.0
山梨県	0～14歳	146,048	16.6	137,594	15.5	127,627	14.4	115,337	13.4
	15～64歳	584,721	66.3	576,767	65.0	562,495	63.6	531,455	61.6
	65歳以上	151,148	17.1	173,580	19.5	193,580	21.9	211,581	24.5
	計	881,996	100.0	888,172	100.0	884,515	100.0	863,075	100.0

* 出典:国勢調査(総数には年齢不詳者を含むため、各階層の計とは一致しない)

■世帯数の推移

(単位:世帯、人)

市町村名	区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
塩山市	世帯数	8,426	8,353	8,395	
	世帯員数	3.2	3.1	3.0	
勝沼町	世帯数	2,436	2,685	2,768	
	世帯員数	3.7	3.4	3.3	
大和村	世帯数	756	509	503	
	世帯員数	2.6	3.0	3.0	
(合計) 甲州市	世帯数	11,618	11,547	11,666	11,588
	世帯員数	3.3	3.2	3.1	2.9
山梨県	世帯数	292,336	308,724	321,261	327,075
	世帯員数	3.0	2.9	2.8	2.6

* 出典:国勢調査

4 産業構造

平成12年国勢調査における本地域の産業別就業人口の構成比は、第1次産業は24.9%、第2次産業は25.5%、第3次産業は49.6%でした。平成22年調査では、第1次産業は23.2%、第2次産業は19.8%、第3次産業は54.8%となり、第1次産業、第2次産業の構成比が減少し、第3次産業が伸びていますが、山梨県全体の産業別就業人口と比較すると、第1次産業の構成比(平成12年調査:県8.8%、平成22年調査:県7.2%)は高い地域です。

■産業別就業人口

(人口単位:人)

市町村名	平成12年						平成22年					
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
塩山市	2,577	19.0%	3,782	27.8%	7,237	53.2%						
勝沼町	2,270	41.9%	960	17.7%	2,188	40.4%						
大和村	87	10.9%	302	37.9%	407	51.1%						
(合計) 甲州市	4,934	24.9%	5,044	25.5%	9,832	49.6%	4,155	23.2%	3,544	19.8%	9,816	54.8%
山梨県	40,135	8.8%	156,116	34.2%	259,940	57.0%	29,906	7.2%	118,367	28.6%	257,789	62.2%

* 出典:国勢調査

【農業】

本地域の主要産業である農業をみると、山梨県全体に対して農家戸数、農業人口は8.0~8.1%、農業粗生産額は13.1%を占めています。

新市の農業粗生産額のうち果実の占める割合は88.1%と高く、作目ごとの収穫量の県全体に占める割合は、ブドウで25.7%、モモで16.1%、スモモで19.2%、サクランボで16.5%を占めていて、県内を代表する果樹地域となっています。

■農家戸数、農業人口、耕地面積、農業粗生産額

市町村名	農家戸数 (戸)	農業人口 全体(人)	耕地面積 (ha)	農業粗生産額 (万円)	果樹の農業粗生産額 (万円)	割合 (%)	ブドウ		モモ		スモモ		サクランボ	
							栽培 面積 (ha)	収穫量 (t)	栽培 面積 (ha)	収穫量 (t)	栽培 面積 (ha)	収穫量 (t)	栽培 面積 (ha)	収穫量 (t)
塩山市	1,988	7,894	1,310	733,000	643,000	87.7	423	5,120	416	7,450	170	1,830	44	153
勝沼町	1,292	5,298	818	464,000	413,000	89.0	665	8,180	104	1,730	13	120	1	4
大和村	167	613	51	16,000	13,000	81.3	14	147	12	177	15	128	—	—
合計	3,447	13,805	2,179	1,213,000	1,069,000	88.1	1,102	13,447	532	9,357	198	2,078	45	157
(%)	8.1	8.0	8.2	13.1	19.5	—	24.3	25.7	15.4	16.1	19.4	19.2	13.2	16.5
山梨県	42,741	172,029	26,700	9,250,000	5,490,000	59.35	4,530	52,400	3,460	58,000	1,020	10,800	341	952

* 出典:農家戸数、農業人口/2000年農林業センサス

農業粗生産額/農林業市町村別統計 H13

耕地面積/農林業市町村別統計 H13

第3章 主要指標の見通し

1 人口

本地域の将来の人口を推計すると、全国的な傾向と同様に減少傾向にあり、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本計画の目標年次である平成32年には、30,048人となると予測されています。

また、平成32年の年齢別(3階層)の人口構成比は、年少人口(0~14歳)10.0%、生産年齢人口(15~64歳)53.8%、高齢人口(65歳以上)36.2%となると予測されています。

2 世帯

世帯数については、核家族化や単身者の増加などにより、平成32年には13,121世帯となると予測されます。また、1世帯当たりの世帯員数は2.3人になると予測されます。

3 就業人口

就業人口については、総体的に人口と同様に減少していくと予測されます。

このうち、本地域の主要産業である第1次産業は、高齢化や兼業農家の増加などにより平成32年には3,763人(構成比23.7%)となると予測されます。

また、第2次産業は、3,210人(構成比20.2%)、第3次産業は、8,893人(構成比56.1%)となることが予測され、他と比較して第3次産業の就業割合が伸びていくことが予測されます。

人口、世帯等の見通し

(単位：人、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	36,925	35,922	33,927	31,951	30,048
年少人口(0～14歳)	5,500	5,099	4,428	3,708	3,014
構成比(%)	14.9%	14.2%	13.1%	11.6%	10.0%
生産年齢人口(15～64歳)	22,581	21,245	19,537	17,660	16,158
構成比(%)	61.2%	59.1%	57.6%	55.3%	53.8%
高齢人口(65歳以上)	8,844	9,578	9,962	10,583	10,876
構成比(%)	24.0%	26.7%	29.4%	33.1%	36.2%
世帯数	11,547	11,666	11,588	12,289	13,121
1世帯あたり世帯員	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3
就業人口	19,810	19,135	17,914	16,871	15,866
第1次産業	4,934	4,790	4,155	4,002	3,763
構成比(%)	24.9%	25.0%	23.2%	23.7%	23.7%
第2次産業	5,044	4,396	3,544	3,413	3,210
構成比(%)	25.5%	23.0%	19.8%	20.2%	20.2%
第3次産業	9,832	9,890	9,816	9,456	8,893
構成比(%)	49.6%	51.7%	54.8%	56.1%	56.1%

- 1 平成12年、17年、22年は国勢調査結果による(就業人口の総数には分類未詳の産業を含む)。
- 2 平成27年、32年の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所(H25.3月推計)による5歳階級別人口による。
- 3 推計世帯数は、推計人口結果と過去の世帯数等の統計数値を使い算出。
- 4 就業人口は、推計人口結果と過去の就業人口等の統計数値を使い算出。
- 5 就業人口の総数には分類未詳の産業を含むため、構成比の計は一致しない。

参考資料

全国総人口・世帯の見通し

(単位：千人、千世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	126,926	127,768	128,057	126,597	124,100
年少人口(0～14歳)	18,472	17,521	16,839	15,827	14,568
構成比(%)	14.6%	13.7%	13.2%	12.5%	11.7%
生産年齢人口(15～64歳)	86,220	84,092	81,735	76,818	73,408
構成比(%)	67.9%	65.8%	63.8%	60.7%	59.2%
高齢人口(65歳以上)	22,005	25,672	29,484	33,952	36,124
構成比(%)	17.3%	20.1%	23.0%	26.8%	29.1%
世帯数	46,782	49,063	51,842	52,904	53,053
1世帯あたり世帯員	2.67	2.55	2.42	2.34	2.29

- 1 平成12年、17年、22年は、国勢調査結果による。(総人口、世帯数には年齢不詳、世帯不詳を含む)
- 2 平成27年、32年は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」及び「日本の世帯数将来推計(平成25年1月推計)」による。

第4章 主要指標の目標

新市が目指す目標を明確にするため、人口や世帯数といった主要指標について目標を設定します。

1 人口

全国的にも少子高齢化による人口の減少が懸念されている中で、新市においても、近年の傾向から人口の減少が予想されます。このような状況に対して、新市として住みよい環境づくりや住宅地の供給、安心して子育てできる環境づくり等の施策を展開します。また、首都圏から100km圏内という立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住地域」施策を進めます。その結果、若年層を中心とした人口定着や出生率の下げ止まりを目指すことで、平成32年の人口については、31,500人を目標とします。

■将来人口の目標

(単位:人)

区 分	平成22年	平成27年	平成32年
人 口	33,927	32,700	31,500

1 平成22年は国勢調査結果による。

2 平成27年、32年の目標人口は、「地方版まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の策定にあたり、国が配布したツールによって算出した「将来展望人口」(100人未満の値を四捨五入)を参考とした。

2 世帯

一世帯当たりの人員については、全国的に核家族化により減少傾向にあり、その後もその傾向は続く予想されています。本地域は世帯規模の割合が比較的大きい農村型及び住宅型となっていますので、今後も生活環境の整備や安心して子育てできる環境づくり等の施策を展開することにより、出生率の下げ止まりや多世代同居等を促します。その結果、平成32年の一世帯当たりの人員についてはゆるやかな減少を目指し、約2.4人を目標とします。あわせて、世帯数については、13,100世帯を目標とします。

■将来世帯数の目標

(単位:世帯、人/世帯)

区 分	平成22年	平成27年	平成32年
世 帯 数	11,588	12,600	13,100
一世帯当たりの人員	2.9	2.6	2.4

1 平成22年は国勢調査結果による。

2 平成27年、32年の目標世帯数は、人口の将来展望と過去の国勢調査結果を参考とした。

第5章 新市の特性とまちづくりの課題

1 新市の特性

(1) 豊かな自然環境と美しい果樹景観を有する標高差の大きい地域

新市は東西約13km、南北約28kmで、264km²の面積となりますが、そのうち約80%を森林が占めています。大菩薩山系や秩父山系など北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、こうした森林地域をはじめ清らかな水の流れる溪谷、河川など、豊かな自然環境に恵まれています。

また、地域を流れる重川や日川、笛吹川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるブドウやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しています。

さらに、新市の最低地点は重川と田草川の合流地点で海拔325m、最高地点は秩父山地の唐松尾山で海拔2,109mとなっています。こうした高低差のある地形に市街地と山間部に散在する集落を有し、多様な生活圏を有しています。

(2) 東京、名阪、北関東、静岡など四方に交流の玄関口を持つ地域

新市には、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅と中央自動車道勝沼インターチェンジがあり、東京方面及び名古屋・大阪方面と容易にアクセスが可能な地域です。国道20号、雁坂トンネルの開通により北関東との新たな動脈となった国道140号、さらには本地域と丹波山村、小菅村を經由して多摩地域とを結ぶ国道411号が結節する本地域は、古くから交通の要衝として多くの人々が広域的に往来し、地域産業を支えてきました。

また、現在、中部横断自動車道の整備も進んでいることから、さらに日本全国との高い連携が期待される地域です。

(3) 歴史に彩られた文化資産が数多く存在する地域

新市には、県内にある5つの国宝のうち大善寺本堂、向嶽寺絹本著色達磨図、菅田天神社小桜韋威鎧 兜、大袖付の3つを有するとともに、重要文化財を有する寺院や武田氏ゆかりの史跡などの歴史的な文化財が数多く存在しています。

また、2箇所（国指定名勝）（塩山：恵林寺庭園、向嶽寺庭園）や県指定名勝5箇所のうち3箇所（勝沼：大善寺庭園、三光寺庭園、大和：栖雲寺庭園）も存在します。

さらに、ワイン醸造発祥等に関わる近代産業遺産なども数多く点在するとともに、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史と文化を感じさせる落ち着いた雰囲気醸し出しています。

(4) 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積している地域

新市では、生産性の高いブドウ、モモ、カキなどの果樹栽培を中心とした農業が主要産業の一つとなっています。その一方で、当地域においても農産品価格の低迷や後継者不足が大きな問題となっており、対策が求められています。

また、地元のブドウを使ったワインの品質は全国においても高く評価されています。このほかブドウやモモ、サクランボ狩りなどの観光農園や、果樹など、農業を基盤とした産業も集積しています。

(5) 芸術・文化に富んだ地域

新市には、個性的な画廊や小規模な美術館などが点在するとともに、様々な分野の文化人が住居を構えて活動を行っており、その方々の講座・教室も開催されています。また、公営の文化施設をはじめ、ワイナリーなどにおいても、各種講演会や音楽会などの行事が開催されるなど、芸術・文化的風土を有した地域です。

2 社会及び経済環境の変化への対応

(1) 地方分権型地域社会の実現と行財政能力の強化

平成12年施行の地方分権一括法により、今後、地方分権の流れがさらに加速することに伴い、市町村には、自ら考え、自らが主体となり地域にあったまちづくりを行う自立した自治体となることが求められています。新市においては、行政の政策形成能力を高めるとともに、住民が自らの手でまちづくりを担う能力を高め、行政と協働して個性豊かな地域社会を築いていくことが必要です。

また、新市においては、職員の効率的配置など行政機能の合理化を進めるとともに、社会基盤の整備の必要性や緊急性などを客観的に判断できる行政評価手法の導入や指定管理者制度の導入についても検討する必要があります。

本地域においては、生活・経済・文化面ではすでに垣根は取り払われている状態です。まちづくりにおいても地域をひとつの圏域として捉え、それぞれの地域が有する資源や人材を有効活用することによって、これまでの地域の枠を越えた交流・連携による創造的なまちづくりを進めることが必要です。

またこれから先、かつてのような経済成長が見込まれないため、安定的な税収確保のための定住人口の維持拡大に向けた施策と、恵まれた立地条件を活かし、東京、名古屋・大阪、北関東、長野などとの交流の促進を図りながら、地域経済の活性化を図るための施策展開が求められます。

(2) 少子・高齢化に対応した社会基盤の整備

平成17年に発表されたわが国の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録しており、世界一の長寿国であるわが国において、今後予想される人口構造の変化は、非常に大きな社会問題の一つに挙げられています。

少子高齢化は、労働市場や消費行動などに大きな影響を与えると同時に、こうした社会を支えるために市民一人ひとりに高い負担が求められると予想されることから、行政サービスにもこれらを視野に入れた対応が求められています。

平成22年国勢調査における新市の高齢化率は29.4%と、平成12年調査の24.0%から10年間で5.4ポイント増加し、市民の約3割が65歳以上の高齢者となっています。一方、合計特殊出生率は、年々低下傾向にあり、少子・高齢化の傾向は今後もますます進んでいくこととなります。

新市においては、介護予防に重点を置き、高齢者が寝たきりにならず、健康に年齢を重ねられる環境整備のための支援に力を入れるとともに、高齢者にやさしい視点からの基盤整備も図っていく必要があります。このため、住民の基礎的公共交通ネットワークを、現在運行されている地域循環バスの再編などによって実現し、さらに安心して街歩きができるユニバーサルデザインの考え方を、まちづくりに順次取り入れていくことが課題となります。

また、安心して子どもを生み育てることのできる社会づくりに向けて、男女共同参画社会の醸成と、働く女性の子育て支援のための諸施策の推進だけな

く、社会全体ですべての子どもたちが心身ともに健全に育成されるよう取り組む必要があります。

(3) 環境問題に配慮した循環型社会の確立

ごみ処理問題をはじめとした環境問題は、わたしたちの暮らしに直結した重要な課題であり、ごみ減量化については行政ばかりでなく地域全体で取り組むべき責務となっています。

新市において一年間に排出されるごみの量は、平成 26 年度において約 8 千トンとなっており、単純に人口（住民基本台帳）一人当たりに換算すると約 242kg にもなります。

東山梨地域においては、平成 22 年度には全てのごみ焼却施設の耐用期限が到来することから、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設組合を平成 19 年 2 月に設立し、現在、笛吹市境川町地内に地球環境保全に配慮した施設の整備を進めており、平成 29 年度には稼動開始が予定されています。

また同時に、ごみの減量化に向けて、4 つの R といわれるリフューズ（発生抑制）・リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）など具体的な施策を強力に推進していくことが必要です。

さらに、地球温暖化対策や二酸化炭素排出量の削減といった地球規模での取り組み、農業と自然環境が共存できる環境保全型農業の確立や豊かな自然景観が織り成す景観形成といった、地域における多様な環境施策を展開することにより、持続可能な循環型社会を構築していくことが求められます。

また、地域住民の参画を得ながら環境基本計画の策定などにより、地域内の具体的な環境行動指針の合意形成を図っていく必要があります、こうした環境施策を実際に担保するための条例等の整備が求められます。

(4) 地域生活におけるコミュニティ（共同体）の強化

地域住民の日常生活圏の拡大と、IT 技術の進展や携帯電話の普及などにより、従来の枠組みを超えた新しい人間関係が形成されつつあります。

しかし、生活する地域における住民同士のコミュニケーションは、非常に大切なものであり、今後も地域コミュニティの強化は、地域のアイデンティティ（独自性）の維持や、地域の安全性を確保する上でも重要です。

地方分権が進んだ社会においては、身近な地域の課題について、自ら考え、自ら解決することのできる新しい自治が求められることから、地域コミュニティの重要性はさらに高まってくると考えられます。

新市においては、身近な地域の課題について、地域が自ら考え、地域が自ら解決することのできる新しい自治のあり方について、検討する必要があります。そのため、まずは住民意識を醸成するための仕組みづくりを行っていく必要があります。

また、それぞれ個性と歴史を持った三つの地域が一つになることから、各地域の自立性を確保しつつ、新しい市としての一体性を形成する施策が求められます。

近年、首都圏を中心に都市と地方に住居や定宿を持ち、頻繁に行き来するライフスタイルの「交流居住」を望む人たちが増加しています。首都圏からの時間距離が1時間半程度の新市は、景観・環境面からも都市住民のニーズにあった地域です。今後は、地域に密着し、地域の暮らしや産業、まちづくりに積極的に関わっていく新市民の増加が望まれます。

(5) いきいきと子供が輝く教育と生涯学習の推進

地域の次代を担う子どもたちの健全育成は、重要な課題の一つです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、教育の現場では、学力低下や道徳心、倫理観の減退といった問題が懸念され、いじめや不登校、学級崩壊など深刻な問題も抱えています。

今後の社会においては、基礎的学力の向上はもちろんのこと、その時々々の状況を踏まえて考え判断し行動する力が一層重要です。また、児童生徒の個性や能力、自立心などを伸長する教育を行うため、個に応じた教育を選択できるように多様な教育手法の整備が必要です。

また、生涯学習や芸術文化の振興は、市民が誇りや生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくために必要不可欠です。地域の産業・歴史文化資産、豊かな自然等の個性を活かしながら、未来へと受け継いでいくことによって、新市の顔づくり、地域文化の発信など、広くまちづくり全般にも役立てていきます。

さらに、各地域の個性豊かな伝統文化を、新しい市の共通の財産として認識するとともに、保護と活用に努め、地域文化を次世代へ伝承していくことが必要です。

新市においては、学校・地域・家庭が連携して、問題解決能力や自立心を育むとともに基礎的学力を高める教育を推進し、地域ぐるみで芸術・文化を大切に、「いきいきと子供が輝く教育」をさらに推進する必要があります。

また、市民が生涯を通じて、いきいきと学ぶことのできる環境づくりなど、社会教育環境の充実を図ることが必要です。

(6) 情報通信技術の活用に向けた基盤整備

インターネットの普及や、携帯電話による通信手段の多様化に代表される情報化社会の進展は、今後ますます進むことが予想されています。

行政事務の電子化もこうした流れの中に位置づけられ、行政機関の情報認識能力の向上は、今後行政機関にとって欠くことのできない能力とされます。

今後は、福祉などの分野において、情報ネットワークの果たす役割が大きくなることが予想されることから、こうした要望に対応した基礎的情報基盤を整備することが重要となります。また、情報化への積極的な活用能力を向上させ

ることにより、住民参加によるまちづくりなど、住民自治の実現のための有力な手段として活かしていくことが求められます。

新市の公共施設は既に光ファイバー等で接続がされています。新市においては、市民が情報を入手しやすい環境を整えるとともに、職員一人ひとりが、市民の立場に立ったサービスを提供していくことが求められます。

また、家庭と行政を結ぶための基幹的な情報通信基盤の整備を民間も含め、進めていくことが課題となっています。

(7) 市民と行政の新たな関係性の構築

地方分権の進展に伴い、政策形成やまちづくりに対し企画立案の段階から参画し、行動する高い意識をもった住民が次第に増えています。このため行政にとって、住民に対して必要な情報を公開し、説明責任を果たしていくことは必要不可欠であり、住民と行政の適切なコミュニケーションを通じて、豊かな地域社会をつくりあげていくことが課題となります。

新市においては、市民の政策決定への参画の前提となる情報公開を進めるとともに、地域コミュニティ、ボランティアグループ、事業者などと行政との適切な役割分担を見直すことができるよう、市民意識の醸成に努めるとともに、こうした市民活動の拠点となる組織づくりや活動に対する支援を行っていく必要があります。こうした取り組みにより、行政の政策立案から事業執行に、これまで以上に地域の人々の知恵と経験を結集することが可能となります。

市町村合併によって市域が拡大する中で、これまで各市町村で培われてきた、地域の個性を生かした活性化策を新市においても継承・発展させていくことが必要です。また、地域コミュニティにおいて実施されてきた住民活動と新市との協働関係を築いていくため、新たな制度として地域自治組織の設置の検討が求められています。

(8) 農林業の振興

果樹産業は新市の中心的な産業ですが、全国的に農家の兼業比率が高まり、高齢化が進むなか、本地域においても、全国的な傾向と同様に、農家数の減少が見られ、担い手である農家の高齢化が進んでいます。農業後継者の確保、育成は、農業を主産業とする本地域にとって大きな課題となっています。

新市においては、農業への新規参入者や構造改革特区の導入や経営の法人化により、企業への門戸を広げるとともに、収益性の高い農業へ転換していくことが必要とされています。新市の個性ともいえる果樹を中心とした農業を一層振興していくためにも、新技術の導入等による生産技術の向上や新規参入者の確保育成、担い手対策、農業経営の法人化、ほ場整備、省力化、コスト削減等による生産体制の整備、インターネットを活用した新たな販売網の構築が望まれます。また、道の駅等の観光施設で農家自身が持ち込んだ農産物の直売事業を推進することや、ワイン等をはじめとするさまざまな資源を活用した交流・

体験型の産業観光に取り組み、他産業と連携した新たな産業構造を構築していく必要もあります。

一方、林業分野においては、輸入木材の台頭等により、林業を取り巻く状況も大変厳しい状況です。最近では、森林が持つ地球環境保全機能や土砂災害防止機能、水源かん養機能などの多様な機能、価値を改めて見直す動きが高まっています。

新市全体の8割を森林が占める本地域においては、林業・木材産業構造改革事業や林業地域総合整備事業等の推進により、林道の整備や林業経営の合理化に努めるとともに、今後、併せて森林のもつ公益的機能を充実させるため、森林の整備に加えバイオマスをはじめとした新しい施策に取り組む必要があります。

(9) 地域産業の振興

経済のグローバル化が進み、これまで地域経済を支えてきた構造も大きく変化してきており、地域産業のあり方も地域の特性に根ざしたものとして再構築していくことが求められます。

中心市街地における商店街の衰退は、わが国の多くの地方都市に共通して見られる現象です。現状は、車社会に基づいた郊外型の大規模店が小売業の主流を占めていますが、今後、超高齢社会を迎えることが予測される中、住民により身近な小売店をコミュニケーションの場や地域コミュニティの核と位置づけるなど、新しい発想による商業振興を模索していく必要があります。

また、新市においては、ワイン製造などの農業に付随した食品加工産業の可能性を持った地域であり、こうした商品の付加価値をさらに高めるとともに、観光などの他産業との連携による産業振興も図っていく必要があります。

さらに、様々な社会情勢を見極め、中小企業者の経営基盤強化への支援など、既存企業等の育成を図ることが求められています。

(10) 新しい観光の取り組み

国や県では、観光立国、観光立県の実現に向けた取り組みが進められています。しかし、長引く景気低迷や国民のレジャーの多様化等により、国内の観光を取り巻く環境もまた非常に厳しい状況となっています。全国各地で地域の活性化に向けた学習観光、体験観光などの新しい観光対策が進められ、地域間の競争は厳しさを増しています。

新市は山梨県を代表する歴史的文化資産、豊かな自然景観、ブドウ、モモ、サクランボ等の果樹など、数多くの観光資源が存在します。また、中央自動車道、JR中央線、国道20号、140号、411号などにより日本全国から観光客を呼び込む交通手段に恵まれた地域です。

これらの恵まれた環境を活用し、観光を通じた地域振興をいかに図っていくか、同時に、観光振興により全国的な知名度をさらに上げ、その結果として、

市民の持つ地域への愛着をいかに引き出していくことができるかが新市のまちづくりのカギとなります。

このための方策として、本地域に広がる果樹園風景を活かすよう、グリーンツーリズムなどの考え方に立ち、増加傾向にある農業体験などを求める行動型の観光客をいかに取り込んでいくことができるかが重要です。併せて、行政と住民が協働で新たな観光資源の発掘を行っていくとともに、観光業者ばかりでなく、住民一人ひとりのホスピタリティ（もてなしの心）を醸成していくことにも真剣に取り組んでいく必要があります。

また、点在している観光資源を「線」で結び、さらに、さまざまな線を結んで「面」を生み出すことで、他地域にはない交流と体験空間を創出していく発想も織り込んでいくことにより、観光資源に一層幅を持たせることも重要です。

豊かな地域資源を活用しながら、市民の連携による新たな交流・体験活動の創出、新たな観光資源の発掘などの取り組みにより、来訪者が地域内で学習や体験することのできる交流型の産業観光を推進し、観光以外の他産業とも連携を図りながら、総合的な地域振興を図っていくことが必要です。

(11) 大震災等の被害を最小限に防ぐ防災体制の強化

阪神淡路大震災の記憶もまだ新しいなか、平成 19 年 7 月には新潟県中越沖地震が、また、平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生し、震源地の周辺市町村は甚大な被害を受けました。地震大国であるわが国においては、いつどこで大地震が発生しても不思議ではない状況にあります。

本地域についても東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されています。平成 17 年に山梨県が実施した東海地震被害想定調査においても、東海地震が発生した場合、県内では広域にわたり甚大な被害の発生が予想されていることなどから、防災対策を充実するとともに、住民の防災意識を継続的、計画的に高めていく必要があります。

また、本地域は地形的な高低差があり広い面積を抱え、都市部、山間地域、果樹園地域などの多様な生活環境を有する地域となっており、大規模地震による建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。

さらに、毎年台風などの風水害にも見舞われ、特に、平成 26 年 2 月の記録的な積雪による大雪災害では、果樹や農地、住宅等を中心に大きな被害が発生しています。

新市においては、こうした大規模地震や風水害などの災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、地域防災計画を実践的に見直し、広域消防・非常備消防（消防団）の充実、地域防災力の向上、耐震性貯水槽の整備など、あらゆる面から防災対策を講ずる必要があります。

第6章 新市のまちづくりの考え方

1 まちづくりの基本理念

(1) 連携による新市の構築

塩山市と勝沼町、大和村の3市町村の合併によって誕生する新市は、果樹栽培を中心とする産業、共通した文化、古代にさかのぼる歴史資産などが根付いた自然環境の豊かな地域です。

これまで3市町村は、それぞれの地域において、住民が安心して暮らしながら、固有の歴史・文化・伝統を育み、将来に希望を抱いたまちづくりを進めてきました。

新市においても、こうした地域の一体性と多様な個性を尊重しつつ、地域に暮らす人々がともに手を携えながら互いに補完しあい、特色あるまちづくりや地域づくりを進めていきたいと考えています。

社会基盤、産業基盤、地域資源、人的資源など、様々なものとの結びつきを一層進めることで新市における連携を深め、文化、教育、観光、福祉、産業等あらゆる面で個性を発揮しながら、連携した新市を創りだしていくことを目標とします。

(2) 新しい自治のかたちの形成

少子高齢化や厳しい財政状況、地方分権の流れなど、市町村が直面している課題は数多く、多岐にわたっています。こうした状況に対応するために、新市においては行財政基盤の強化や効率化を図ることのみならず、市民が主体的に自治に参画する体制を整備し「新しい自治のかたち」を創り上げることが必要となります。

「新しい自治のかたち」とは、市民との協働を進めるため、従来の慣行による行政手法にとらわれず、市民・事業者・行政が互いに最大限の力を発揮しながら公共サービスを支え、市民満足度の高いまちづくりを推進していくことです。

分権型社会にあっては、市民にもっとも身近な行政組織である新市の役割は大きくなります。それとともに、市民自らも住民自治の意義を再認識し「自分たちでできることは自分たちで考え、解決していく。それでも解決できない課題は市や県が受け持つ」という考え方を理解することが大切です。

これからの地域社会においては、少子高齢化の進展に伴い、地域での助け合いや子育て支援、青少年の健全育成など、市民に身近なところで取り組むべき課題が増加していくと思われまます。また、環境の保全や個性ある地域文化・産業の振興など、あらゆる分野においても、市民・事業者・行政が協働し、課題の解決に向けて取り組む必要があります。

新市においては、「広域(新市)・中域(旧市町村)・狭域(地域コミュニティ)」による自治の三層化を提唱します。これは、各層において果たすべき自治の機能をそれぞれ発揮することによって、これまで以上に厚みのある自治が展開され、その中で市民一人ひとりの個性が輝く新市を築いていくといった考えです。

施設整備のあり方を考えても、単に施設を整備するという考えではなく、徹底した情報公開によって市民と行政が共通の認識のもと、市民参画によって、最少の経費で最大の効果を上げるための行政サービスの方策を考えることも重要です。

また、新規の事業を進める場合も、絶えず既存の施策の見直しを行うとともに、公共施設などの適正な配置や活用方策など、効率的で効果的な行財政の運営に留意していかなければなりません。

新しい自治のかたちが形成されることによって、これまで人々によって育まれてきた地域づくりの取り組みは、さらに輝きを増して、新市に住む人やそこを訪れる人に新たなエネルギーを与えるものとなるでしょう。

(3) 新たな価値観の創造

今、市民生活は、「モノの充足」から「心の充足」へと移り、潤いやゆとりが感じられる地域づくりが求められています。

こうしたことから、これまで経済的な豊かさに重きを置きがちであった価値観から、今後は、人間としての「心の充足」を重視し、

- 市民が精神的に豊かに安心して暮らせること
- ゆったりと静かに自分を見つめる時間が流れていること
- 奥の深い生活文化を取り戻すこと
- 時間をかけて新しいものを創造することなどに価値観を見いだすこと

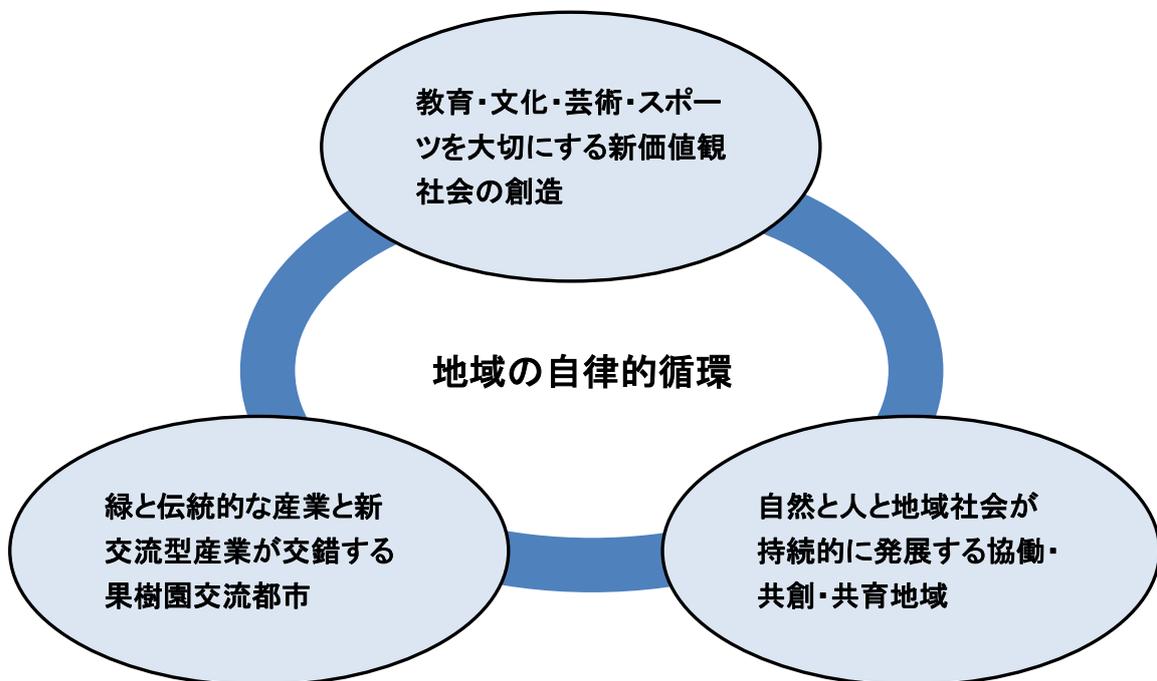
これらを念頭において、まちづくりを進めていきます。

2 地域の自律的循環によるまちづくりのための基本的施策の方向

基本理念である「連携による新市の構築」「新しい自治のかたちの形成」「新たな価値観の創造」に沿って、これまで育んできた個性を繋げ、地域の自律的な循環によるまちづくりを実現していきます。

そのための基本的な施策の方向を示します。

地域の自律的循環によるまちづくりのための基本的な施策の方向



(1) 教育・文化・芸術・スポーツを大切にする新価値観社会の創造

【ひとづくりプラン】

新しいまちづくりを行っていくうえで、最も大切なのは「ひとづくり」であるということ認識し、この地域に暮らす人が、長い歴史の中で育んできた貴重な資産を大切に守り育てていきます。そして地域の伝統文化を次の世代へと継承し、そこに住む人々が、訪れる人に対して誇れる「新市」を実現します。

さらに、文化・芸術・スポーツ活動はもとより、個人を取り巻く生活のすべてが学習である、との考えにたった生涯学習活動を基盤として、地域を支える高い能力と知識をもった人材を育成するための教育活動を推進します。

(2) 自然と人と地域社会が持続的に発展する協働・共創・共育地域

【住み良さづくりプラン】

高齢化や環境問題など、地域が抱える問題に、地域で活動する様々な主体がともに考え、ともに働き、ともに助け合いながら、すべての市民が安全に安心して過ごすことができるための生活基盤を形成し、より暮らしやすい住環境づくりを行います。

また、本地域の良好な自然環境・景観を維持、創出していくために、人と環境が共生する循環型社会の形成を図り、快適な環境の中で人々がいきいきと活動することのできる地域としていきます。

(3) 緑と伝統的な産業と新しい交流型産業が交錯する果樹園交流都市

【活力づくりプラン】

新市に住む人々が、悠久の時と時代の中で営々と積み重ねてきた生活文化、それらが創りだした歴史景観と個性豊かな果樹園景観、またその背景となる魅力的な自然景観は、新市の貴重な財産です。こうした財産を最大限に守る努力をしながら、豊かな自然や地域の歴史・文化とのふれあいを通じた魅力ある観光地をめざします。

史跡やこの地域の最大の産業である果樹を中心とした農業について、第2次・第3次産業と連携させた複合型の産業展開を図り、地域の資源と観光・交流施設の連携ネットワーク化を進め、新しい観光施策による地域の活力を創出していきます。

また、地産地消の考えにより地域内の経済流通を活発にするとともに、エコマネー（地域通貨）などにより小規模店舗の小回りのきく特性を活かした地域密着型の商業の実現による、商業の振興を支援していく必要があります。

3 新たな都市の構造と地域経営の仕組みづくりの考え方

まちづくりの基本理念を踏まえ、「ひとづくりプラン」「住み良さづくりプラン」「活力づくりプラン」を推進していくにあたり、より効果的な成果をあげるため、これからの時代にふさわしい、新しい都市の構造と、そこで行われる地域経営の仕組みづくりを考えていくことが求められます。

(1) 地域交流型の都市構造の構築

新市の建設に当たっては、行政、文化、商業などの機能集積を進め、利便性、快適性、賑わいに富んだ新しい都市拠点を形成し、質の高い都市空間を創造することが重要です。

一方、新たな自治システムとして適正な規模の地域づくりを模索しながら、これまで、積み上げてきた特色ある地域づくりや住民自治などの実績を活用し、それぞれの個性を活かした交流拠点を形成することに留意しながら、相互の連携・交流による地域づくりを進めることとします。

このような役割分担とともに、地域間の交流循環を図ることが重要であり、情報基盤や交通基盤を含め相互に連携が強化されるシステムを確立することが求められます。

(2) 新たな地域経営の仕組みづくり

平成の大合併で問われているのは、単に行政組織をスリム化するということばかりではありません。これまで行政が主にその役割を担っていた自治を住民と行政がともに担い、限られた財源をもとに「行政がサービスを提供すべき領域」、「住民と行政が協働で担う領域」、「地域住民が担う領域」に役割を分担して、成熟社会にふさわしい自治体に創り変えていく努力が必要です。

その意味では、市民や事業者など、地域に関わる人々すべてが、新市の自治の主役であり、行政はそのサポーターとしての役割を担うべきであるといえるでしょう。地域コミュニティの責任を踏まえた市民の意識改革を進め、生活者として新市づくりに積極的に参画していくことが求められています。

新市においては、「広域的なまちづくり」と「狭域的なまちづくり」という二つの方向を同時に追及し、行政機能の強化による地域経営力の強化を図るとともに、市民自らがまちづくりに参加する地域コミュニティの再構築が必要です。

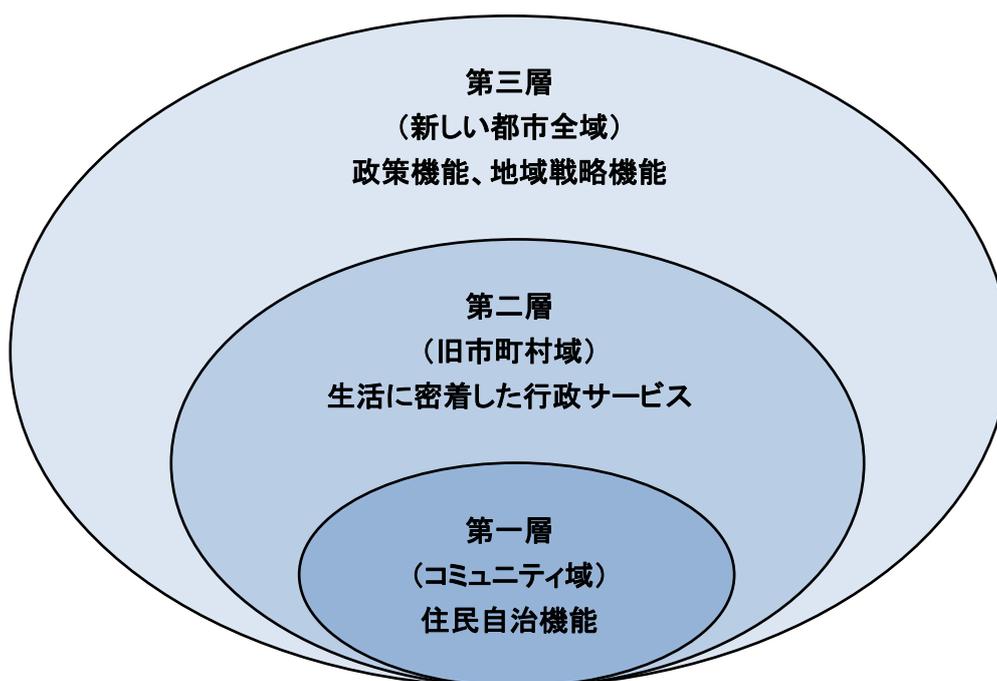
また、新市の施策として産業関連施策や基盤整備など、広域的な一体性を高めることが必要な領域である一方で、住民に身近な行政サービスに関しては、合併前の市町村を単位に行う方が望ましい領域も想定されます。

さらに、地域コミュニティづくりの側面でも、活動の領域が広範囲になり、テーマや分野に特化した組織や団体もあるため、住民自治の単位を一概に限定できない場合も想定されます。このため、新市の自治システムを「広域・中域・狭域」に三層化し、「自助・互助・公助」「補完性の原則」の観点から、行政と

地域コミュニティなどの役割分担を図り、相互の連携についても配慮した地域づくりを進めていくこととします。

- **第一層**・・・自治会、区、組単位の機能強化を図り、地域コミュニティで可能なことはコミュニティ単位で行っていく。
- **第二層**・・・市民生活に密着した行政サービスは、現行の市町村単位できめ細やかな提供を進める。
- **第三層**・・・政策的なものや狭域では非効率なものについては、新しい都市全域を単位として一体的に行うことを基本に、地域づくりを進めることとする。

図表 三層構造による行政体制(概念図)



新市においては、第二層のまちづくりを進める具体策として、市民と行政が相互に連携し、ともに担い手となってまちづくりを進めるため、地域自治組織(地域総合局+地域協議会)を設けます。

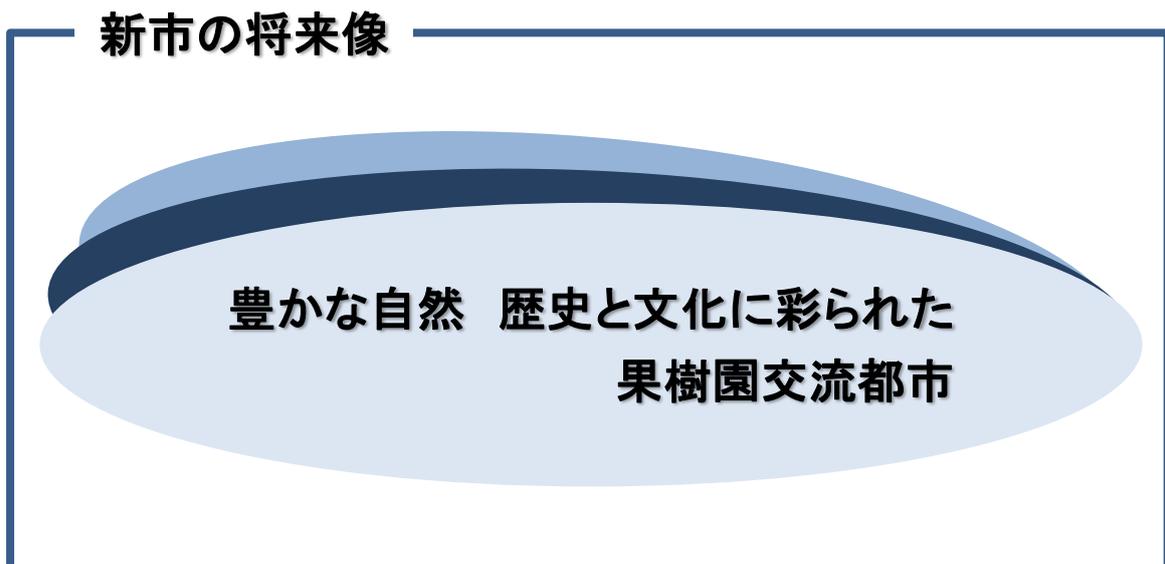
4 新市の将来像

新市の将来像を考えていく上で、地域特性を把握し、さらに地域の課題の解決に向けて3つの新市のまちづくりの基本理念を示しました。さらにそれを実現するための施策の基本方向について考え方の整理を行いました。

新市の将来像を考えるにあたって、地域の輪郭をより明確にするため、さらに以下の考え方を配慮に入れながら新市の将来像（基本コンセプト）としていきます。

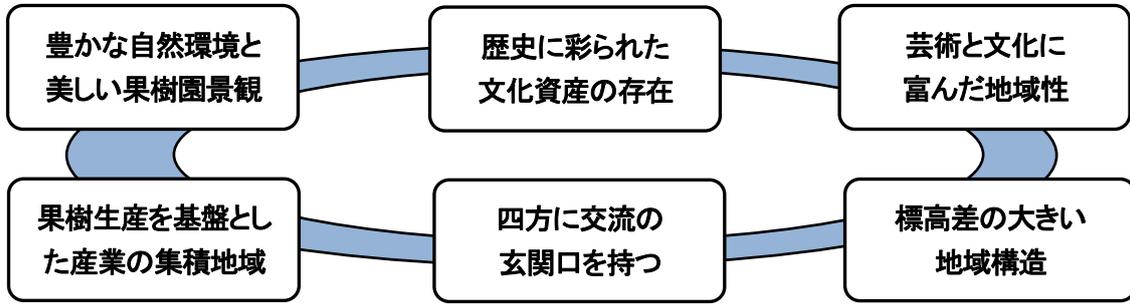
- 一人ひとりが新たな価値観を共有し、本地域の産業・歴史・自然・生活文化、これらに裏打ちされた「ここにしかない」個性豊かな景観を守り活かすこと。
- 3つの地域がそれぞれの個性と特質を尊重するとともに、産業・人・自然が相互に関わり良い影響を与え合いながら、相乗効果によってより魅力的な地域を創りあげていくこと。
- 様々な人々や地域との交流を活発に繰り広げ、交流の中から地域社会や地域産業、地域文化への活力と魅力を創造すること。

新しい地域社会を創造し、個性がきわだち、活力ある地域社会を創りあげるための本地域の目指す将来像を次のとおりとします。



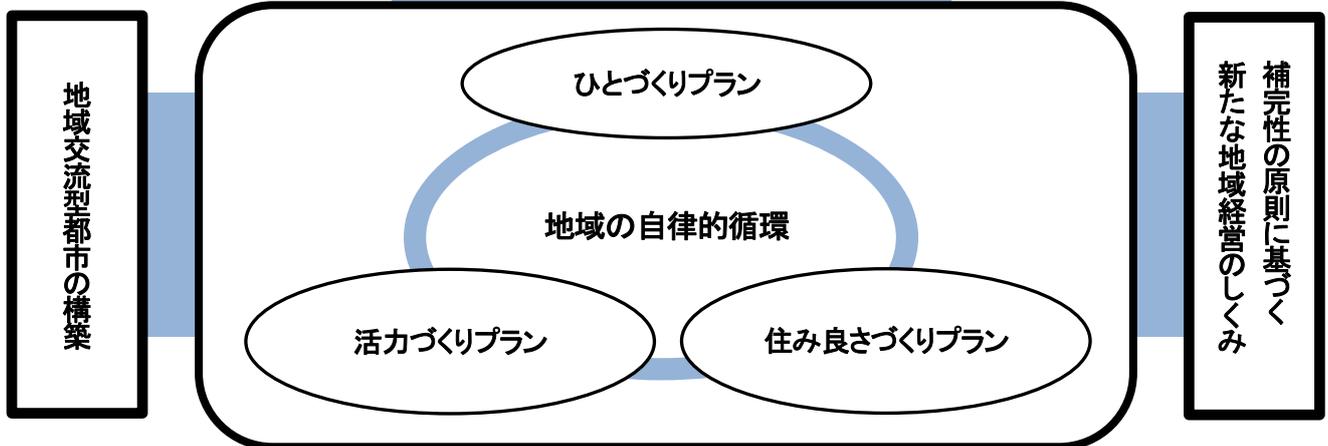
まちづくりのイメージ

地域の特性～地域の個性を生かすまちづくり



地域の課題の解決に向けて

基本理念～新市のまちづくりの考え方



将来像

豊かな自然 歴史と文化に彩られた
果樹園交流都市

第7章 新市の土地利用及び各ゾーン振興の方向

1 土地利用の基本的な考え方

「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流都市」の実現に向け、新市の個性を輝かすとともに新市の均衡ある発展を目指すため、3つのゾーンに区分して計画的な整備を進めます。

整備にあたり、新市の地域資源である史跡・文化財などの歴史資源、民俗芸能や文化施設などの文化資源、果樹産業や観光農業、ワイナリーなどの産業資源、豊かな里山の景観や森林などの自然・環境資源等を活用していきます。

2 ゾーンの設定と整備方針

● 生活交流ゾーン

塩山、勝沼、大和の既成市街地及び歴史的文化財などが点在する周辺地域

● 果樹園景観ゾーン

なだらかな傾斜にブドウやモモ、サクランボやスモモなどの美しい果樹園景観が広がる地域

● 自然景観ゾーン

大菩薩嶺や日川溪谷をはじめとする緑豊かな森林や、人々の営みに密接に結びついた里山の風景をたたえた地域

(1) 生活交流ゾーン

- 新市の中核的な塩山市民病院や勝沼病院などの医療機関や行政機能の充実を図るほか、住環境の改善や土地利用の効率化などによって、安心して快適な生活環境を計画的に整えます。
- 既存商店街の活性化に取り組むとともに、利便性と文化性を備えた賑わいのある商業空間を形成します。
- 企業適地を選定し、企業用地の確保を図ります。
- 歴史的建造物などの文化財を活用した人・文化・情報の交流拠点を整備します。

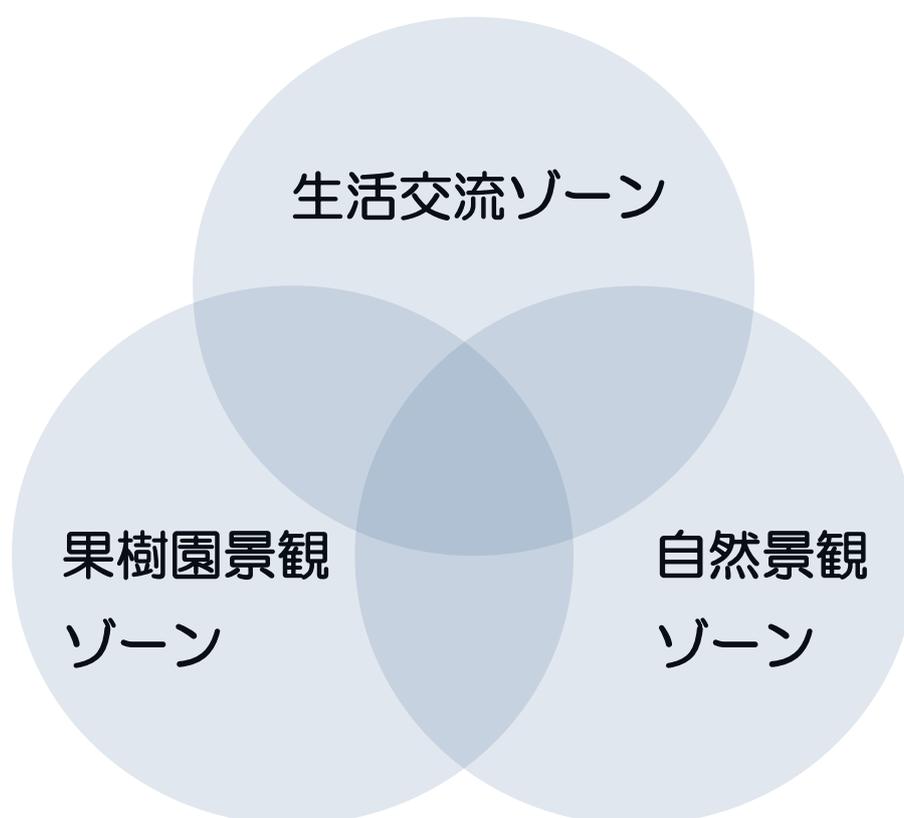
(2) 果樹園景観ゾーン

- 農業生産基盤の整備による効率化や、認定農業者の育成、農業の担い手確保に努めるとともに、高品質な果樹を基幹作物とした果樹農業の振興と農産物の特産品開発、そして販路拡大による活性化を図ります。
- なだらかな傾斜に広がる美しい果樹園景観は、今後も新市の魅力のひとつとして保全、育成に努めるとともに、滞在型観光農業の振興を進めます。

(3) 自然景観ゾーン

- 美しい山村の自然景観を大切に守り育て、豊かな自然景観を保護するとともに、自然との調和を図り山村集落の生活環境の充実を図ります。
- 大菩薩嶺、南大菩薩嶺などをはじめとする豊かな自然環境は、人々にやすらぎを与えると同時に、水源涵養などの多面的な機能を有していることから、積極的に保全し、次代へとつなげていきます。

ゾーンの概念図



第8章 新市を形成していくための主要施策

地域の進むべき将来像の実現のための具体策を整理するために、この地域が有する課題について、それぞれ「ひとづくり」、「住み良さづくり」、「活力づくり」という3つのプロジェクトを提案します。さらに、これらのプロジェクトをサポートし、連携を持たせるため、「地域交流型の都市構造の構築」及び「新たな地域経営の仕組みづくり」によるまちづくりを推進することを提案します。

I 住民が求めるまちづくりの方向

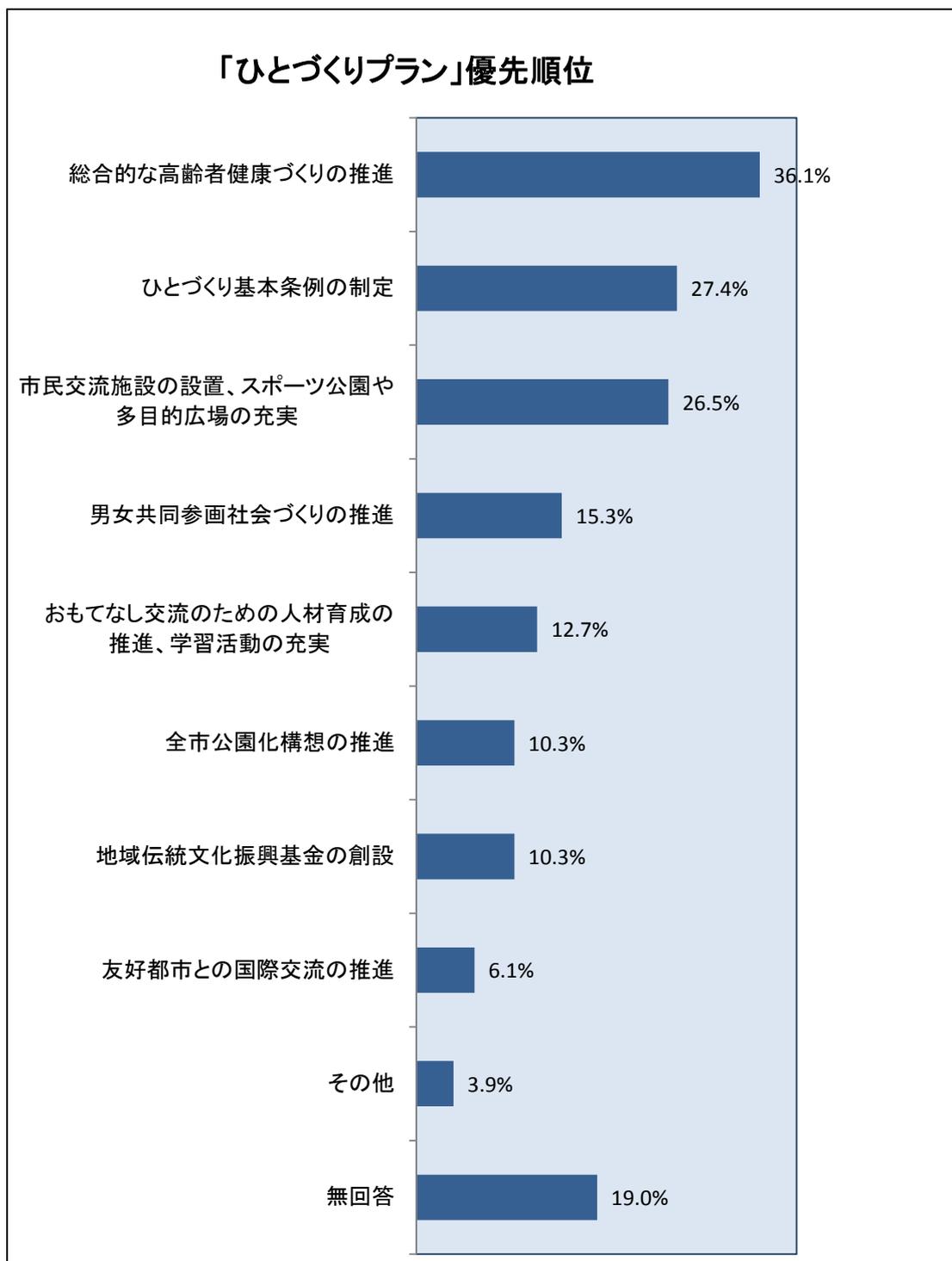
平成16年2月に実施した住民意向調査で、新市将来構想に掲げた各プロジェクトのなかで、優先して取り組むべきものについて住民の皆さんから意見を伺いました。

新市においては、これらの結果を参考に、事業の優先順位等を定めて展開していきます。

※新市まちづくり構想の中では、塩山市・勝沼町・大和村の住民の皆さんの意見を新たに集約しました。

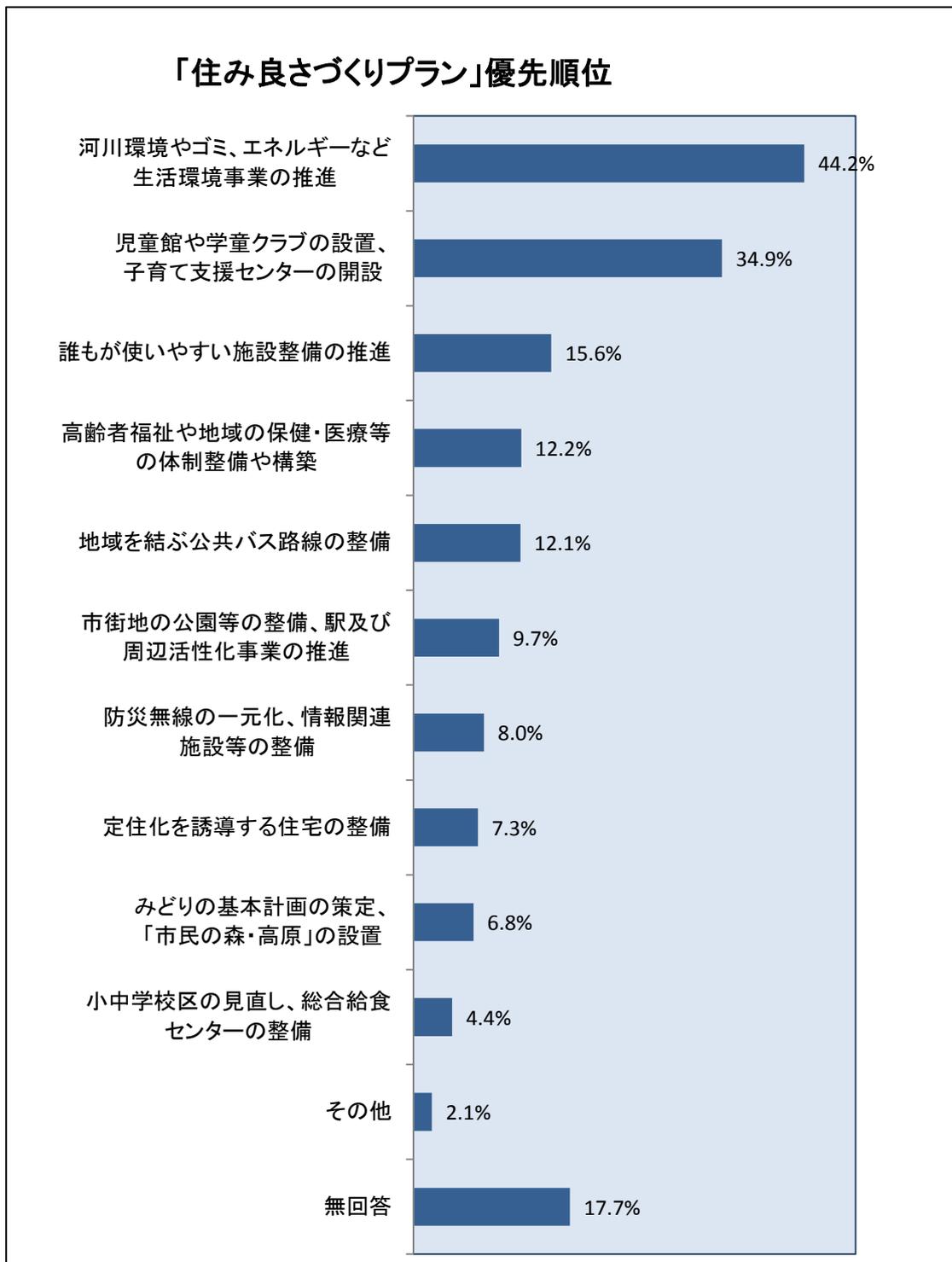
(1) 「ひとづくりプラン」での優先事項

「総合的な高齢者健康づくりの推進」36.1%が最も多く、以下「ひとづくり基本条例の制定」27.4%、「市民交流施設の設置、スポーツ公園や多目的広場の充実」26.5%と続いています。



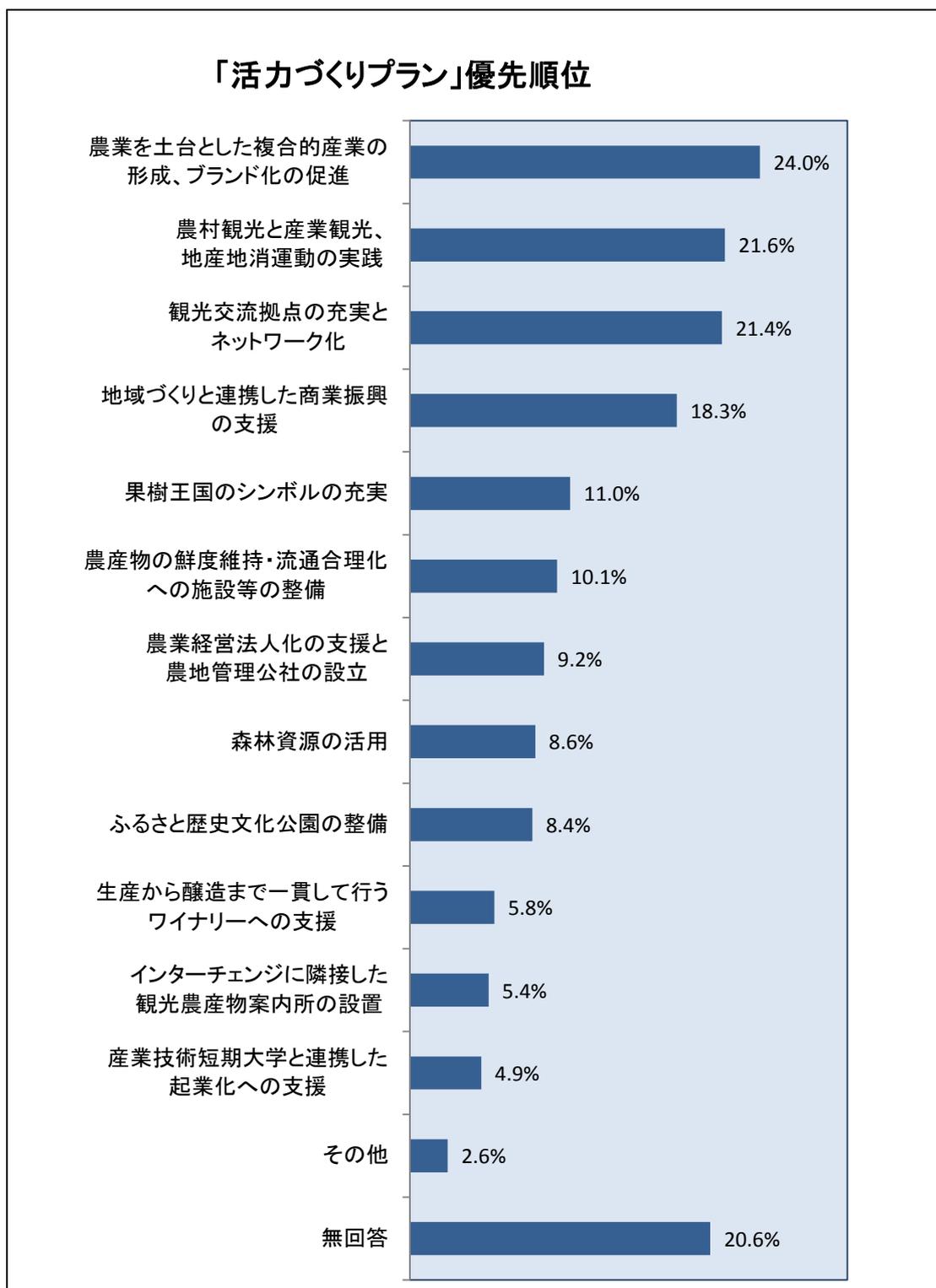
(2) 「住み良さづくりプラン」での優先事項

「河川環境やゴミ、エネルギーなど生活環境事業の推進」44.2%と「児童館や学童クラブの設置、子育て支援センターの開設」34.9%の2項目が特に多く、以下「誰もが使いやすい施設整備の推進」15.6%、「高齢者福祉や地域の保健・医療等の体制整備や構築」12.2%と続いています。



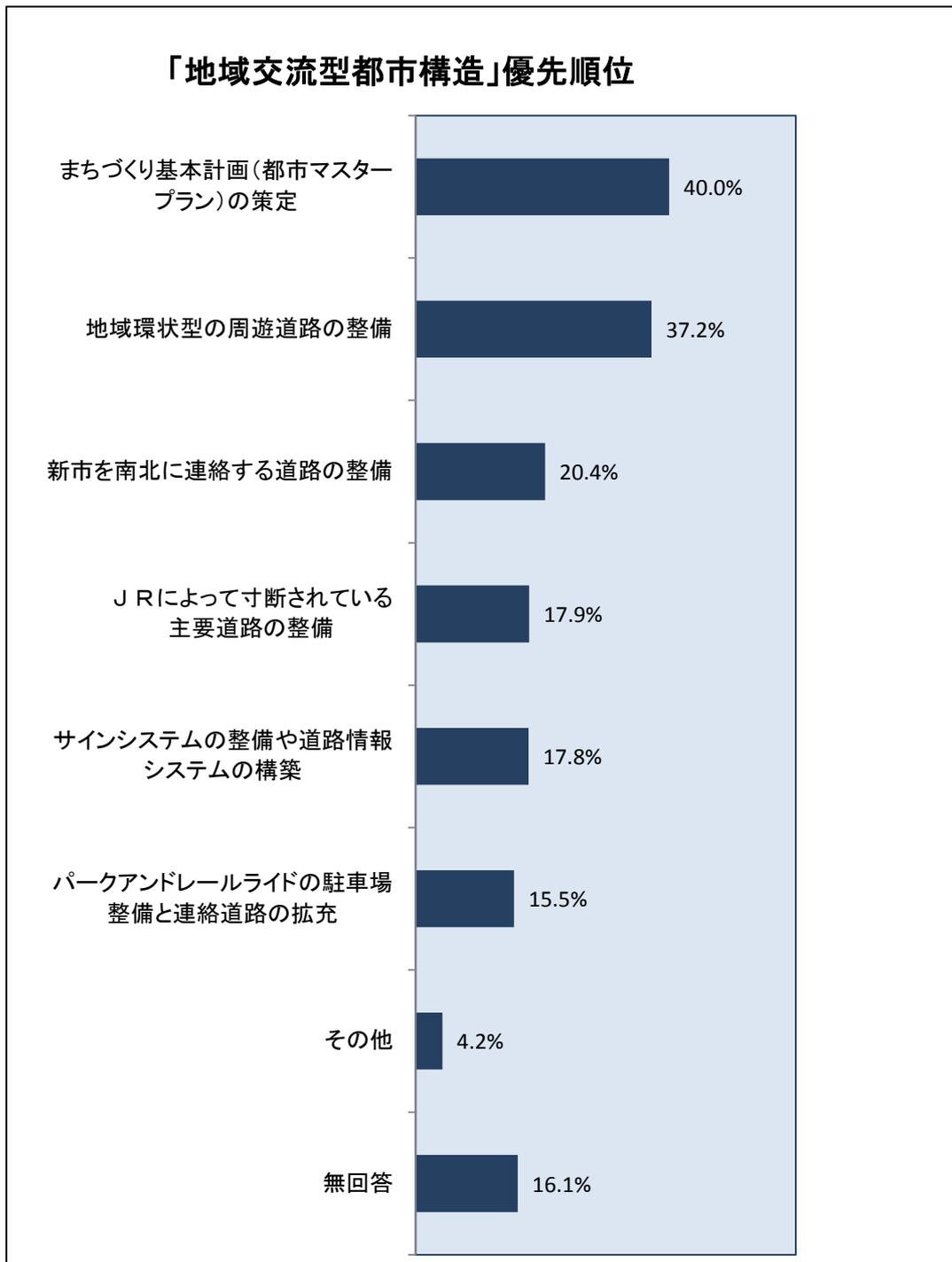
(3) 「活力づくりプラン」での優先事項

「農業を土台とした複合的産業の形成、ブランド化の促進」24.0%、「農村観光と産業観光、地産地消運動の実践」21.6%、「観光交流拠点の充実とネットワーク化」21.4%の3項目が2割以上を占めています。



(4) 「地域交流型都市構造の構築」での優先事項

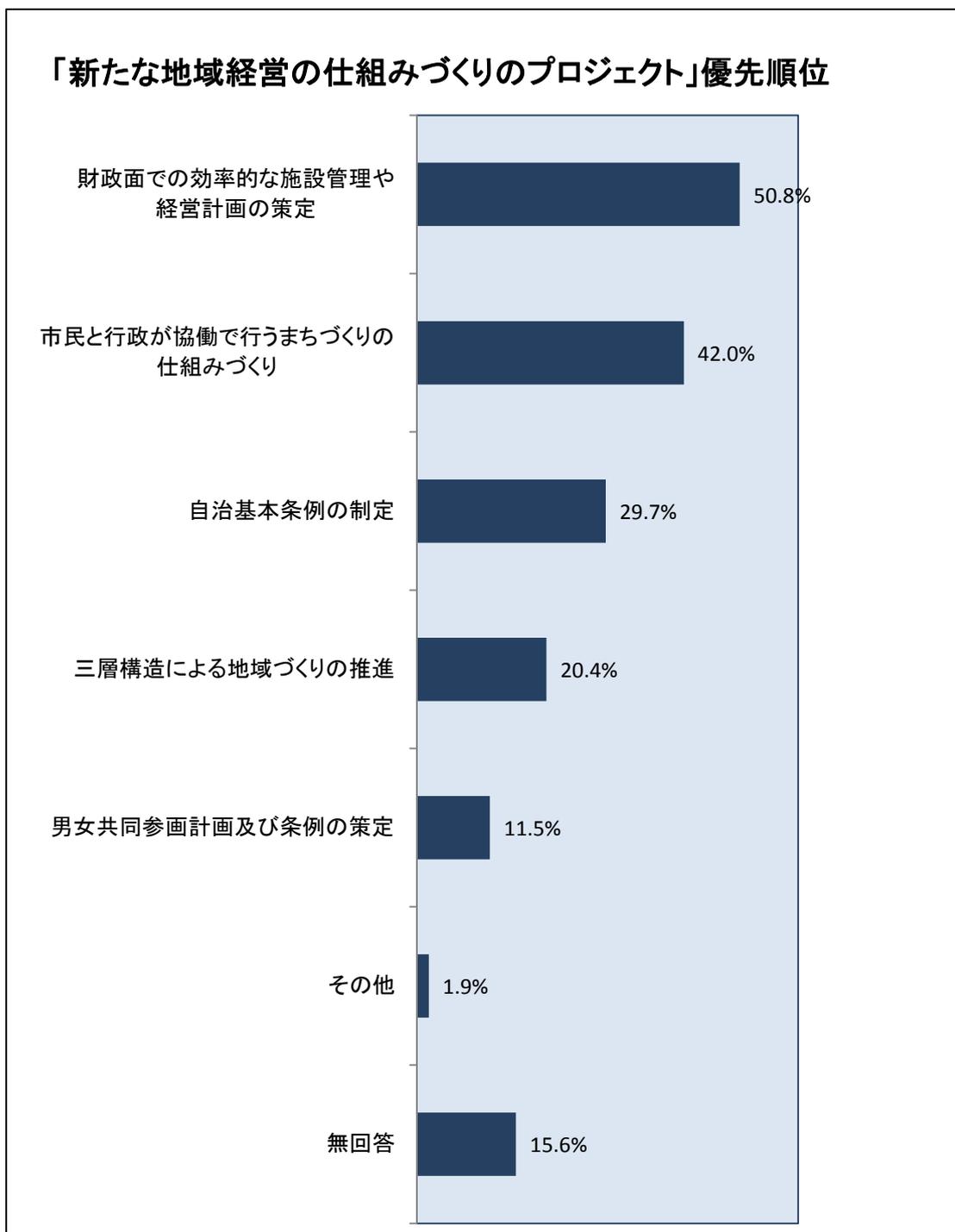
「まちづくり基本計画（都市マスタープラン）の策定」40.0%、「地域環状型の周辺道路の整備」37.2%の2項目が特に多く、以下「新市を南北に連絡する道路の整備」20.4%、「JRによって寸断されている主要道路の整備」17.9%、「サインシステムの整備や道路情報システムの構築」17.8%と続いています。



※住民意向調査では、「多極循環型都市構造」として調査を実施。

(5) 「新たな地域経営の仕組みづくり」での優先事項

「財政面での効率的な施設管理や経営計画の策定」50.8%が半数を超え最も多く、次いで「市民と行政が協働で行うまちづくりの仕組みづくり」42.0%、「自治基本条例の制定」29.7%が続いています。



Ⅱ 分野別のまちづくりの方針

新市まちづくり計画においては、まちづくりの基本的理念を実現するため「①ひとづくり ②住み良さづくり ③活力づくり ④地域交流型都市構造の構築 ⑤新たな地域経営の仕組みづくり」のプロジェクトを次のような分野別のまちづくり方針に基づき実施します。

(1) ひとづくりプラン実現のための方針

- ①健康づくり ②保健医療 ③高齢福祉 ④社会福祉 ⑤子育て支援
- ⑥地域教育 ⑦学校教育 ⑧教育環境 ⑨生涯学習 ⑩地域文化の伝承
- ⑪生涯スポーツ・レクリエーション

(2) 住み良さづくりプラン実現のための方針

- ①観光景観 ②消防防災 ③治山治水 ④交通安全 ⑤防犯体制 ⑥消費者保護
- ⑦上下水道 ⑧住宅

(3) 活力づくりプラン実現のための方針

- ①農林業 ②商工業 ③観光 ④人材育成・労働環境

(4) 地域交流型都市構造構築のための方針

- ①土地利用 ②交通ネットワーク整備

(5) 新たな地域経営の仕組みづくりのための方針

- ①地域自治 ②行財政基盤 ③市民参画 ④男女共同参画社会

1 ひとつづくりプラン実現のための方針

【健康、保健・医療、福祉、子育て支援】

少子高齢社会が進む中で、安心して生活を送るには、万一、介護や医療等が必要になった時に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の存在が望まれます。このため、新市においては、保健・医療・福祉の一体的な事業展開はもちろん、ボランティアや企業等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、地域の未来を担う子どもたちを育てていくため、家庭や地域における子育て機能を高め、安心して子どもを産み育てることのできる施策に取り組みます。

市民がお互いに助け合い、隣人との関係を大切にするコミュニティづくりを進め、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画ができ、健康でゆとりと生きがいを持って暮らすことのできる健康と福祉のまちづくりを目指します。

【主要施策の内容】

(1) 総合的な健康づくり対策の推進

- ① 健康なまちづくりの指針として、(仮称)健康づくりプランを策定します。
- ② 健康づくりの拠点としての保健センター等、既存施設の機能の充実に努めます。
- ③ 健康づくりに対する意識啓発・指導体制の充実に図り、住民の健康に対する意識の高揚に努め、ボランティア活動やNPO活動等による共に支え合うまちづくりを推進します。

(2) 地域の保健・医療体制の充実

- ① 民間医療施設との連携・機能分担を強化し、地域医療の充実と環境整備に努めるとともに、福祉に携わる人材の育成や確保を図ります。
- ② 医療機関等との連携を強化して、疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療体制を確保します。
- ③ 休日及び夜間における救急医療の充実に図ります。
- ④ 保健・医療の専門職から地域住民までが参加する地域ケアネットワークを構築し、医療機関、民生委員等との共通理解をすすめる信頼関係、連携体制を強化します。

(3) 高齢福祉の充実

- ① 高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が、知識・技術・経験を活かすいきいきと働き活動し、ともに支え合う仕組みをつくり、健康で豊かに暮らせる環境づくりを進めます。
- ② 在宅と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進します。
- ③ 高齢者の安全を守るため、緊急通報システムを拡充するとともに、高齢者や障害者の方々の足を確保するため、福祉バス等を運行します。
- ④ 多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供される環境づくりに努めます。
- ⑤ 介護保険制度については、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制を効率化するよう努めます。

(4) 社会福祉の充実

- ① 障害者福祉計画を策定し、障害のある方の生活安定や社会参画の促進に向けた相談・支援体制づくりを推進します。
- ② 地域で相互に支え合う仕組みの強化・充実に取り組むとともに、市民と行政が連携した社会福祉環境づくりに努めます。
- ③ すべての人々にやさしい環境を形成するため、ユニバーサルデザインの視点にたって、公共施設の整備を推進します。
- ④ 多世代間の交流、ボランティア活動へ参加する機会を増やし、市民の障害者、高齢者、子どもに対する理解を深めます。
- ⑤ 広域的な視点からの障害者（児）の福祉施設の整備を進めます。
- ⑥ だれもが安心して楽しく暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉協議会の充実と統合を支援します。

(5) 子育て支援の充実

- ① 次世代育成支援地域行動計画を策定するとともに、子どもたちや家庭が抱える様々な問題に対処するため、子育て相談機能を強化します。
- ② 子育て支援センターなど各種の施設を整備し、児童福祉部門や幼児教育部門をはじめ、保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開を図ります。
- ③ 健やかに子どもを産み育てるまちな実現に向け、新市が実施する母子保健施策を的確に展開していくための基本として、母子保健計画を策定します。
- ④ 次世代を担う子どもたちの育成のために、ファミリーサポートセンターなどを整備し、地域社会全体で支える環境整備・体制づくりに努めます。

■健康、保健・医療、福祉、子育て支援

施策の柱	主要事業
総合的な健康づくりの推進	1 健康づくりプラン策定 2 各保健センターの連携強化 3 保健センター等整備 4 疾病予防推進 5 健康づくりに関する相談機能・情報提供機能強化 6 ボランティア活動やNPO活動等による共に支え合うまちづくりの推進 など
地域の保健・医療体制の充実	1 地域医療充実 2 広域的な医療連携体制整備 3 各種検診実施 4 救急医療体制充実 5 病院・診療所運営 6 地域ケアネットワーク構築 など
高齢福祉の充実	1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定 2 高齢者福祉施設整備 3 高齢者の就業促進 4 高齢者の緊急通報システム拡充 5 介護予防対策や相談機能・情報提供機能強化 6 介護サービス基盤整備 7 福祉バス運行 8 温泉施設活用 など
社会福祉の充実	1 障害者福祉計画策定 2 障害者の保健福祉推進 3 障害者の自立支援と生きがいづくり推進 4 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 5 広域的な視点からの障害者（児）福祉施設の整備 6 社会福祉協議会の充実と統合支援 など
子育て支援の充実	1 次世代育成支援地域行動計画策定 2 子どもを健やかに産み育てる環境づくり推進 3 母子保健計画策定 4 子育て支援センター整備 5 子育て支援相談機能充実 6 ファミリーサポートセンター設置 など

【地域教育、学校教育、教育環境、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ・レクリエーション】

すべての年齢層が常に好奇心を持ち、優れた個性と豊かな人間関係を育みながら、いつでも、どこでも、だれでも、生涯を通じて学ぶことができる学習環境の整備を進めます。また、「まちづくりはひとづくりから」を基本として、創造性豊かなひとづくりに取り組みます。

一方、新市を構成する地域は、豊かな歴史資源や先人たちによって培われてきた文化資源が点在しています。これらの保存と継承を基本に、さらに新市独自の市民文化の創造に向けて、市民と行政が一体となって取り組み、「学ぶ喜び」、「薫り高い文化を育む喜び」が実感できるまちづくりを目指します。

【主要施策の内容】

(1) 家庭や地域における教育力の充実

- ① 家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育ができるよう、就学前の幼児教育に関する情報の提供と相談体制を充実します。また、地域での学習機会を提供し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- ② 保育所・幼稚園と小学校の連携、交流を図り、小学校教育への円滑な移行を促進します。また、学校・地域・家庭の連携を強化し、子どもたちが地域と交流する機会の創出に努めます。

(2) 学校教育の充実

- ① 子どもたちが主体的かつ創造的に生きる力を養うため、個性を重視したきめ細かな教育を推進するとともに、基礎学力の向上を図ります。
- ② 健やかな成長を促進する健康教育の充実や、地域文化を大切に作る豊かな人間性を育む教育、心を大切に作る人権教育の充実を図ります。
- ③ 子どもたちがのびのびと心豊かに成長するよう、スクールカウンセラー等の配置を推進します。
- ④ 学習活動の多様化に対応するため、小中学校の教育用コンピュータ環境を充実し、時代に即した情報教育を推進します。
- ⑤ 社会の急速な国際化に対応した教育を推進し、児童生徒の国際感覚を育てます。
- ⑥ 心身に障害のある児童生徒の就学相談や教育内容及び施設・設備を充実します。

(3) 教育環境の充実

- ① 子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の計画的な改築や改修を行います。

- ② 特色ある学校づくりに向け、保護者や地域の人々の声や期待を学校運営に反映させるための仕組みづくりを進めます。
- ③ 教員の専門的資質や能力と指導力の向上を図るため、教員の授業研究を奨励するとともに、コンピュータ研修を実施するなど、研修体制を強化します。

(4) 生涯学習の充実

- ① ひとづくり基本条例や生涯学習推進計画を策定するとともに公民館活動を推進し、各世代に応じた各種学級・講座の拡大及び、指導者の発掘・養成を行います。
- ② 世代を越えた交流により、人とのふれあいや公共心を育む機会の創出に努めます。
- ③ 図書館等の社会教育施設・文化施設のネットワーク化を推進し、生涯学習拠点の機能の充実を図ります。
- ④ IT講習会等の開催により、地域情報の受発信力の向上に努めます。

(5) 地域文化の継承・創造

- ① 地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作などの環境づくりを進めるため地域文化を育む各種文化団体・グループの育成・支援に努めます。
- ② 貴重な文化財や歴史資産の保護・活用を積極的に行い、全市を公園ととらえたまちづくりを進めるとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚に努めます。
- ③ 歴史的価値のある民俗芸能の継承や祭事の維持、文化財の保護などのため、こうした取り組みを行う個人・地区・地域などに対する支援を行うことを目的として、基金制度などを通じた文化創造・維持への支援を行います。
- ④ 文化施設のネットワーク化と機能連携を図るとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい施設への改良など必要な整備に努めます。
- ⑤ 情報提供による市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促進します。

(6) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツに取り組むきっかけづくりとして、幅広い年齢層の新しいニーズに対応できる教室・講座の開催や各種スポーツ大会の開催による幅広い生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- ② 既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修・拡充を推進するとともに、各種競技に対応した総合スポーツ公園や多目的広場などのオープンスペースを確保し、スポーツを通じた市民の交流の場としての機能を充実します。
- ③ 施設の有効利用、関係団体・グループの支援、指導者の育成に努めます。
- ④ 総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。

■地域教育、学校教育、教育環境、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ・レクリエーション

施策の柱	主要事業
家庭や地域における教育力の充実	1 就学前教育の支援充実 2 家庭教育力向上 3 育児情報の提供及び相談体制充実 4 幼保一体教育検討 など
学校教育の充実	1 基礎的学力向上 2 豊かな人間性向上 3 特色ある教育内容充実 4 コンピュータ利用教育推進 5 国際感覚を育成する教育充実 など
教育環境の充実	1 学校施設整備 2 校舎等大規模改造事業 3 教職員研修の充実 など
生涯学習の充実	1 ひとづくり基本条例検討 2 生涯学習推進計画策定 3 生涯学習拠点の機能充実 4 生涯学習講座の開催と人材の育成及び各種団体への支援 5 既存図書館整備 6 図書館のネットワーク化 7 I T講習会の開催 など
地域文化の継承・創造	1 文化活動の推進 2 地域文化の振興・保護 3 全市公園化構想 4 各地域の歴史・文化、祭り等の保存継承 5 優れた技能や先人の遺産の調査・保全とその有効活用 6 地域伝統文化基金創設 7 文化施設の整備充実とネットワーク化 など
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	1 生涯スポーツの推進 2 スポーツ教室、イベント開催 3 既存体育施設の整備充実と有効活用 4 体育施設整備検討 5 スポーツ指導者育成 6 総合型地域スポーツクラブ設立検討 など

2 住み良さづくりプラン実現のための方針

【環境・景観、消防・防災、治山治水、交通安全、防犯、消費者保護、上下水道、住宅】

子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、消防や警察などの関係機関とも連携を強化し、地域が一体となって災害や犯罪のない明るい地域づくりに取り組みます。

新市においては防災関係機関等との連携を強化するとともに、災害に対する安全対策の推進、防災拠点施設や防災情報通信システムの整備をはじめとする防災体制の充実強化を図ります。また、住民の防災意識の高揚、防災訓練の実施、自主防災組織の育成強化など地域防災力の向上に努めます。

地域内の豊かな自然環境、生活環境（地域環境）を保全し、環境に優しい循環型社会を構築するため、廃棄物の減量に向けた取り組みをはじめ快適な住環境の構築に向けた施策を推進し、自然と人々の暮らしが調和した快適で住みよいまちづくりを進めます。

【主要施策の内容】

（1）環境・景観に配慮したまちづくりの推進

- ① 緑多い豊かな自然とブドウやモモなどの果樹園による個性豊かな景観を維持するため、森林、河川、農用地などの貴重な自然環境の保全に努めます。
- ② 地域の自然景観や地域の美しい果樹景観の保全に向けて、緑の基本計画や景観条例を制定するとともに景観保全地域の設定などを検討します。
- ③ 環境基本計画を策定し、学校教育や地域活動などの場で、子どもたちをはじめ市民に対する啓発活動や環境教育を実施します。環境問題に対する市民意識の高揚を図るとともに、環境保護活動を推進する団体等を支援します。
- ④ 小規模水力発電や太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用方法を検討し、環境に配慮した先進的な地域を目指します。
- ⑤ ごみの排出量を抑制するため、ごみの減量化を基本に再利用、再資源化に向けた取り組みを推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。
- ⑥ 一般廃棄物処理計画やし尿処理計画を策定し、効率的なごみの処理体制の確立と処理施設の整備を促進します。
- ⑦ 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合において、廃棄物処理体制を整備します。

- ⑧ 市民と行政が一体となって河川清掃や緑化活動、不法投棄防止などの環境美化活動に積極的に取り組み、みどり豊かで快適な環境づくりを進めます。

(2) 消防・防災体制の強化

- ① 地域防災行動計画や水防計画を策定し、各種の災害から市民の生命を守るため、緊急時の避難路や避難場所等の整備をはじめとする警戒避難体制の整備を進めます。
- ② 常備消防については、施設や資機材、職員体制の充実を図るとともに組織の効率的な運用を図り、災害への備えをより強固なものとしていきます。
- ③ 消防団の組織体制を充実するとともに、団員の資質向上に努めます。
- ④ 震災に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽や公共施設耐震整備、防災行政無線等の整備を進めます。
- ⑤ 市民の防災意識の高揚に努めるとともに、自治会などの地域コミュニティによる自主防災組織の育成、強化に努め、市民の自主的、自立的な震災に強いまちづくりを促進します。

(3) 治山治水対策の推進

森林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策など、上流域から下流域まで地域の特性に応じた治山治水事業の推進に努めます。

(4) 交通安全の推進

- ① 広報紙やパンフレットなどによる広報活動や街頭指導などの交通安全啓発活動に取り組みます。
- ② 交通指導員の活動を充実させ、子どもから高齢者まで一貫した交通安全教育を実施し、知識の普及と意識の高揚に努めます。
- ③ 地域内の円滑な交通流動を促す道路ネットワークの形成や、危険箇所の道路改良等を進めるとともに、カーブミラーや道路標識の設置などの交通安全施設を整備し、地域内の交通安全を確保します。

(5) 地域防犯体制の強化

- ① 市民の防犯意識の高揚を図るとともに、日下部警察署との緊密な連携体制を確立し、地域パトロールなどを実施します。警察と行政、地域が一体となった地域防犯体制への取り組みを推進します。
- ② こども110番の家や防犯灯、街路灯の設置など、市民の安全を守る生活環境の整備を進めます。

(6) 消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する情報提供や相談活動の促進に努めます。

(7) 上下水道整備の促進

- ① 新市の水道整備計画を策定し、効率的な配水に向けた施設整備を行います。また、安全で安定した飲料水の供給のため、水源周辺の環境保全をはじめ、事業の経営基盤の強化や老朽化した施設の改良を進めます。
- ② 水質管理、漏水対策などの改良整備を進めるため、地域の実情に併せた簡易水道の統合整備を進めます。
- ③ 琴川ダムからの長期的な安定供給を図るとともに広瀬ダム貯水の有効活用について検討を進めます。
- ④ 環境の保全と良好な生活環境の整備に向け、下水道整備計画を策定し、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽施設の整備を計画的に進めます。

(8) 住宅の充実

- ① 少子高齢化など時代にあった住宅供給対策として公営住宅の改修を進めるほか、民間事業者とも連携を図り、計画的な住宅対策を実施します。
- ② 首都圏から 100 km 圏内という立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住」施策を進めます。

■環境・景観、消防・防災、治山治水、交通安全、防犯、消費者保護、上下水道、住宅

施策の柱	主要事業
環境に配慮したまちづくりの推進	1 景観保全対策 2 河川環境対策 3 緑の基本計画策定、緑化活動推進 4 環境基本計画策定 5 景観条例（ガイドプラン）策定 6 クリーンエネルギー対策 7 リサイクル推進 8 環境保護活動団体支援 9 環境ボランティアの育成、活動支援 10 一般廃棄物処理計画策定 11 廃棄物処理施設整備 12 し尿処理計画策定 13 不法投棄防止 など

消防防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域防災行動計画策定 2 水防計画策定 3 消防施設、ポンプ車整備 4 消防団組織体制充実 5 耐震性貯水槽整備 6 公共施設耐震整備 7 防災行政無線整備 8 防災資機材整備 9 自主防災組織支援 <p style="text-align: right;">など</p>
治山治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地崩壊対策 2 治山治水事業 <p style="text-align: right;">など</p>
交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全啓発活動 2 交通危険箇所改修 3 交通安全施設整備 <p style="text-align: right;">など</p>
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域防犯体制確立 2 防犯意識啓発活動 3 地域パトロール実施 4 防犯灯、街路灯等整備 <p style="text-align: right;">など</p>
消費者の保護	<ul style="list-style-type: none"> 1 消費者保護情報提供 2 消費者相談活動 <p style="text-align: right;">など</p>
上下水道整備の促進	<p>水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 水道整備計画策定 2 簡易水道統合整備 3 水道施設改修・整備 4 峡東地域広域水道整備事業 <p>下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 下水道整備計画策定 6 公共下水道整備 7 農業集落排水施設整備 8 合併処理浄化槽設置 <p style="text-align: right;">など</p>
住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 公営住宅整備 2 交流居住推進 <p style="text-align: right;">など</p>

3 活力づくりプラン実現のための方針

【農林業、商工業、観光、労働環境】

豊かな自然と恵まれた気候、風土によって培われてきた果樹栽培を中心とする農業の振興を図り、地域の活性化と美しい果樹景観の維持発展に取り組みます。基幹産業である農業に付随したワイン醸造などの第2次産業、観光ぶどう園をはじめとした観光業などの第3次産業についても、この地域ならではの資源を生かした個性ある産業の創造と振興を図り、活力あふれるまちづくりに繋げていきます。

特に新市の観光振興については、地域の豊かな自然や果樹園などの個性ある農業景観、さらには風土や歴史文化、それを守り育ててきた地域の人々など、多様な地域資産を観光資源とし、変化に富んだ新しい観光振興策を展開します。

まちの顔となる中心市街地の活性化を図るため、都市基盤整備と併せた商業振興を図ります。また、コミュニティビジネス等の育成による活力ある地域経済の発展に努めます。

【主要施策の内容】

(1) 果樹を中心とした農林業の振興

- ① 農業生産基盤、農業経営基盤の強化を図り、産地間の競争力を強化するとともに、農産物の品質の向上に取り組み、果樹産地のブランド化を促進します。
- ② 地域で生産される農産物の新しい価値を作り出し、農業をベースとして第2次産業、第3次産業と統合した新たな複合的産業の形成に努めます。
- ③ 農産物に対する情報の受発信体制を充実させるとともに、消費者のニーズに合った流通・販売体制の強化を図ります。
- ④ 経営意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実するなど、担い手の確保・育成に努めます。
- ⑤ 安心して安全な農作物の生産に取り組むとともに環境にやさしい農業を目指し、環境保全型農業を推進します。
- ⑥ 農業振興地域整備計画を策定するとともに適切な運用を図り、地域に広がる果樹景観の保全を図ります。また、遊休農地などの管理と有効活用を目的とした農地管理公社の設置を検討します。
- ⑦ 木材の生産と併せ森林整備計画を策定するとともに森林の持つ多様な公益的機能、価値を見直し、地域内の森林・緑地の保全に努めます。
- ⑧ 森林組合など関係機関と連携し、後継者対策をはじめ林業の健全な育成、推進に取り組みます。

- ⑨ 地産地消や環境に対する意識の高まりに対応し、林業の振興を図るため、県産材の認証制度等を推進します。

(2) 魅力ある商工業の振興

- ① 商工業活性化計画を策定するとともに商工会や関係団体との連携を強化し、個性的で魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。
- ② 新市のまちづくりや地域経済の発展を目指した商工会の統合を支援します。
- ③ 高齢者など社会の変化に対応した商店街のあり方を検討し、商店街の活性化に向けた支援を進めます。
- ④ 都市基盤整備と併せた商業振興を図り、商店街のにぎわいの創出に取り組みます。ユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが安心してショッピングできる環境整備に努めます。
- ⑤ 企業誘致を進めるため奨励制度等の導入を検討し、新規産業の育成を進め、工業の振興に取り組みます。
- ⑥ 構造改革特区制度等の活用により、ワイン醸造業者との連携・支援を強化します。
- ⑦ 各種産業支援機関と連携し、中小企業等への融資制度等の支援体制の充実を図り、経営の近代化を促進します。

(3) 地域資源を活用した観光の振興

- ① 魅力あふれる観光地づくりを目指した観光振興計画を策定します。
- ② 地域の主要産業である農業と連携したグリーンツーリズムを推進し、農産物の地産地消を推進します。また、来訪者が学習・体験できる交流型の観光産業を推進します。
- ③ 各地域で実施しているイベント・祭との役割分担を行いながら、新市で取り組んでいく新たな交流型の観光イベント等の開催を促進します。
- ④ ホームページの充実や観光施設の活用などにより、地域の観光情報をより積極的に発信し、地域外からの誘客を図ります。
- ⑤ 地域内の観光交流施設を地域のシンボルとして充実させるとともに、それぞれの連携を強化し、地域が一体となった観光振興を図ります。
- ⑥ 歴史的文化資産や豊かな自然環境など、恵まれた地域資源を有機的に連携させるとともに活用し、効率的な観光振興に向けた組織体制の確立と仕組みづくりを進めます。
- ⑦ 観光ボランティアを養成するための事業を実施するとともに、観光ボランティアの活動を支援します。

(4) 人材育成と労働環境の整備

- ① 産業技術短大と連携を図り、新しい時代に向けた人材育成を行うとともに、あらゆる分野における地域密着型の起業家への支援を行います。

- ② 新しい就労希望者に向けた相談体制の整備や情報提供の充実を図るとともに、就労者を対象にした研修・教育体制の充実などにも努めます。
- ③ 就労者が労働意欲を維持・向上できるよう就業環境の向上と雇用条件の改善への支援を進めるとともに、高齢者や女性の就労機会の拡大を図るための取り組みを進めます。

■ 農林業、商工業、観光、労働環境

施策の柱	主要事業
果樹を中心とした農林業の振興	1 農業生産基盤整備 2 農業振興地域整備計画策定 3 農産物直売所整備 4 果樹産地ブランド化促進 5 構造改革特区事業 6 農地流動化促進 7 認定農業者及び農業後継者育成 8 遊休農地等活用推進 9 環境保全型農業の推進 10 体験型農業による農業活性化 11 農地管理公社設置検討 12 森林整備計画策定 13 森林資源育成活用 など
魅力ある商工業の振興	1 商工業活性化計画の策定 2 商店街施設整備 3 市街地活性化推進 4 商工会育成・支援 5 商工会統合支援 6 商工業融資制度 7 企業誘致奨励 8 ワイン産地振興 など
地域資源を活用した観光の振興	1 観光振興計画の策定 2 都市交流施設整備 3 直販・体験型観光施設整備 4 観光拠点整備 5 観光情報発信体制充実 6 歴史的文化財を活用した観光振興 7 交流イベント開催 8 観光ボランティア育成 9 公共トイレ整備 など

人材の育成と労働環境 の整備	1 新規起業家支援 2 就職相談の実施 3 雇用安定対策 4 勤労者福祉向上支援	など
-------------------	---	----

4 地域交流型都市構造構築のための方針

【土地利用、道路交通】

自然環境と都市環境の均衡がとれた良好な環境に配慮した、合理的な土地利用の誘導を図るまちづくりを進めるため、交通条件や周辺環境等に配慮し、民間活力の導入も視野にいれながら、それぞれの地域の均衡ある発展を目指します。

新市は標高差が大きく山間部が多いため、地域間を結ぶ交通基盤の整備を推進し、それぞれの地域の均衡ある発展へと結びつけていきます。また、地域内の基幹道路を外郭環状道路と位置づけた整備を行い、広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

【主要施策の内容】

(1) 合理的な土地利用の推進

- ① 国土利用計画（市計画）を策定し、開発する土地と保全する土地を明確にし、各種計画との調整を図り、長期的、計画的な土地利用を図ります。
- ② 一体的な都市づくりを推進するため、都市づくりの基本的な方針を示す都市計画マスタープランを策定します。
- ③ 都市機能の充実を図るため、区画整理事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の整備を目指します。
- ④ 新市において策定する「農業振興地域整備計画」に基づき、農村地域の秩序ある土地利用に努めます。

(2) 地域交通ネットワークの整備

- ① 道路網整備計画を策定し、各地域における医療・教育・福祉・観光施設などの拠点施設を結ぶための地域間連絡道路の整備を図ります。
- ② 中央自動車道勝沼インターチェンジ、国道20号、140号、411号などの広域的な幹線道路との結節性、案内性を向上させる環境整備を図ります。
- ③ 地域内や市街地間の円滑な交通を確保するため、鉄道によって寸断されている主要連絡道路の立体化を推進します。
- ④ 市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため計画的な整備に取り組みます。
- ⑤ 地域内の移動が容易にでき、わかりやすく景観を損なわない案内板表示（サインシステム）を整備します。
- ⑥ 地域内の高齢者や障害者、児童などマイカー利用が困難な市民の日常生活の充実や来訪者の利便性を図るため、駅や地域内の公共施設を結ぶ地域循環バスなどによる公共交通機関のネットワーク化を推進します。

■土地利用、地域交通

施策の柱	主要事業
合理的な土地利用の推進	1 国土利用計画策定 2 都市計画マスタープラン策定 3 区画整備事業 4 駅周辺整備 5 地籍調査推進 など
地域交通ネットワークの整備	1 道路網整備計画策定 2 地域間連絡道路の整備 3 生活道路整備 4 幹線道路整備 5 案内板（サインシステム）整備 6 地域循環バス運行 など

5 新たな地域経営の仕組みづくりのための方針

【地域自治、行財政基盤、市民参画、男女共同参画】

新市においては、市民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則に基づいて進めます。

これからの市民と行政は対等・協力の立場で「わたしたちの地域は、わたしたちで創る」といった自主自立のまちづくりを基本とすることが必要です。

市民と行政が情報を共有化することにより、市民が積極的に自治活動に参画できる仕組みを構築し、現市町村役場を核として、真に市民のニーズに合った円滑で効率的な自治体経営に努めます。

さらに、地域における身近な交流から市域内外の多様な地域間の交流、国際的な交流に至るまで、様々な市民活動の促進を図ります。

【主要施策の内容】

(1) 個性を磨く地域自治の創造

- ① 自治基本条例をはじめとした条例等の整備や、「補完性の原則による三層構造のまちづくり」に取り組みます。
- ② 地域自治組織を設置するとともに地域協議会を組織し、市役所（地域総合局及び本庁等）と連携する協働体制の構築を目指します。また、新市まちづくり計画の進行状況や各種計画策定における提案など、住民意見の反映に努めます。
- ③ 地域を支える人材の育成や、ボランティア団体、NPO団体等との連携・交流の活性化など、各種支援策の充実を図ります。
- ④ 地域の輝く個性が新市のまちづくりに継続・拡充されるよう、これまでのコミュニティ活動等を継承した地域づくりを推進します。

(2) 行財政基盤の確立

- ① 地方分権時代に求められる自立的で効果的な行政運営を推進するため、行財政改革大綱を策定します。
- ② 合併効果を最大限発揮できるよう、事務事業評価、政策評価制度を導入します。職員研修を充実し市役所の政策形成能力を充実します。
- ③ 住民に分かりやすい簡素で効果的な組織づくりを進めるため、定員適正化計画を策定します。
- ④ 自主財源の安定した確保に努め、長期的・総合的な視点に基づいた効率的な財政運営に努めます。

- ⑤ 公共的な事業やサービスを実施、提供する場合において、効率と効果を十分に踏まえた取り組みを行います。
- ⑥ インターネットの新市のホームページから、証明書発行、申請・許可などが行える電子市役所を目指すとともに、家庭と市役所を結ぶ情報通信基盤の整備を進めます。
- ⑦ 必要に応じて民営方式への切替えを行うことにより、効率的な事業を推進します。

(3) 交流と連携による市民参画のまちづくりの推進

- ① 市民・事業者・行政の協働の体制づくりを進め、市民が主役のまちづくりを推進します。
- ② 新市内部における交流・連携はもちろん、周辺地域や国内、さらに外国の友好都市等、人と地域のネットワークを広げ、開かれたまちづくりを進めます。
- ③ 広報・広聴機能の充実に努め、情報伝達だけでなく、まちづくりや行政課題についての問題提起や、政策形成過程における意見募集など双方向のコミュニケーションを促進します。
- ④ 地域における情報化を推進し、市民と行政の情報の共有化を図り、多様な生活情報等を身近で利用できるようにするとともに、積極的な情報の受発信を行い、情報交流による新しいコミュニティづくりを進めます。
- ⑤ ボランティア、NPO等多様な市民活動の支援に努めるとともに、公民館などを市民交流の拠点として整備します。

(4) 男女共同参画社会の実現

- ① 男女共同参画推進計画を策定し、男女が対等な立場で、自らの意思により社会活動に参画できるようにするための啓発活動や子育て等の支援体制の充実に努めます。
- ② 人権を最重要視し、性別による固定的な役割分担等が改められ、家庭・地域・職場等において、だれもがいきいきとした生活を送ることのできる社会を目指します。
- ③ 男女共同参画の推進に関する基本理念や、市民・事業者・市が取り組むべきことや市の施策の基本的事項を定めた男女共同参画推進条例を定めま
- す。
- ④ 男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取り組みを支援するための拠点を設置します。

■地域自治、行財政基盤、市民参画、男女共同参画

施策の柱	主要事業
個性を磨く地域自治の創造	1 自治基本条例制定 2 地域自治組織の設置 3 自治活動、ボランティア活動、NPO活動支援 4 コミュニティ活動等の機会拡充 など
行財政基盤の確立	1 行財政改革大綱策定 2 事務事業評価、政策評価システム構築 3 職員研修体制充実 4 定員適正化計画策定 5 電子市役所形成推進 6 C A T V ・情報通信基盤の整備 7 民間活力導入 など
交流と連携による市民参画のまちづくりの推進	1 情報公開の推進 2 情報の発信及び広報・広聴機能充実 3 住民と行政の協働推進 4 地域間交流促進 5 友好都市交流 6 市民交流拠点整備 など
男女共同参画社会の実現	1 男女共同参画推進計画策定 2 男女共同参画条例制定 3 人権意識啓発 4 男女共同参画推進拠点充実 など

第9章 新市における県事業の推進

1 山梨県の役割

新市においては、既存道路を活用しながら、地域内の各拠点や公共施設へのスムーズなアクセスが可能となる道路ネットワーク等の基盤整備を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新市と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

2 新市における山梨県事業

(1) 道路網の整備

新市は関東地方から甲府盆地への交通の要衝の地であることから、利便性の高い道路網の整備の実現に向けた支援を行っていきます。

特に、西関東連絡道路の建設を推進するとともに、中央自動車道勝沼インターチェンジ、国道140号、国道411号、国道20号などの広域的な幹線道路との結節性や市域内の拠点をネットワーク化する機能を向上させ、安全性や快適性にも配慮した整備を進めます。

事業名	事業内容
国道・県道の整備	西関東連絡道路、国道140号、国道411号、県道塩山停車場大菩薩嶺線、県道休息山梨線、県道塩山勝沼線、県道大菩薩初鹿野線 等

(2) 河川の整備

河川改修の整備を推進し、氾濫による災害防止や河川環境の保全整備を推進します。

事業名	事業内容
河川の改修整備	重川の改修 等

(3) 砂防・保安林の整備

土砂災害や溪流の荒廃を防止し、住民が安全で安心して生活できる基盤づくりを進めるため、地域の特性を生かした各種砂防事業や治山事業、保安林の整備を推進します。

事業名	事業内容
砂防事業	嵯峨塩堰堤、中の入沢堰堤 等
保安林施設事業	佐野川、中道沢、大蔵沢の整備、保安林改良、保育等

(4) 下水道の整備

快適な住環境の確立や公衆衛生の向上を図り、河川等の公共用水域の水質環境保全のため、下水道事業の促進や浄化槽、農業集落排水施設の整備を促進します。

(5) 農林業の振興

全国有数の果樹生産地域である新市の特性を生かした特色ある地域づくりに向け、基盤整備を推進します。

事業名	事業内容
農業農村整備事業	畑地帯総合整備事業や農道整備事業等による農業生産基盤の整備 ・塩山地域の玉宮、大藤、三日市場、小屋敷、牛奥等の各地域 ・勝沼地域の重川左岸、日川右岸、菱山等の各地域 農地防災事業によるため池、用水路等の防災工事 ・勝沼相野原地域 中山間地域総合整備事業等による中山間地域の農業生産基盤、生活環境基盤の整備
林業振興・林道整備	林道源次郎線の整備促進 県営林道焼山真木線の整備、改良舗装、拡幅改良 等

(6) 観光の振興

豊かな自然景観や歴史的な文化財、神社仏閣、ワインやブドウなどの果樹園を資源とした観光施策を推進してきましたが、これからは、もう一步進めて旅行者が地域の歴史的施設、農園、工場等を訪問し、学習したりする交流型の観光を推進していきます。

(7) その他の公共施設の整備

新市のまちづくりにおいては、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、地域の個性を生かしたコミュニティのあり方を創造し、地域振興に関わる諸要望も尊重する中で、新市と協調しながら公共施設の整備について検討します。

第10章 公共的施設の適正配置と整備

1 公共施設の適正配置と整備

公共的施設については、市民サービスと地域バランスの観点から、従来までの利便性を損なうことのないよう配慮し、適正に配置します。

また、新たな公共的施設の整備や統合整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分議論するとともに、既存施設の有効利用や相互利用を進め、住民サービスの向上に向けた整備に努めます。

新市の庁舎については、当面は現行の庁舎を活用することにより対応していきます。また、新たな庁舎の整備、統合等については、新市において市民の意向や財政状況等を踏まえ、慎重に検討していきます。

2 地域総合局の設置

新市のまちづくりにあたっては、地域の文化や個性を継承しつつ、市民の意向を尊重したまちづくりを進める基本的な考えに基づき、旧市町村役場に地域総合局を設置します。

地域総合局は、地域住民にもっとも身近なまちづくり拠点として、日常性の高い行政サービスを行うとともに、地域協議会をはじめとする住民組織と連携し、住民参画を基本とした地域のまちづくりを推進します。

第 11 章 新市財政計画

1 前提条件

新市における財政計画は、新市発足時から平成 32 年度までの 15 年間（平成 17 年度～平成 32 年度）について、歳入、歳出の各項目別の過去の実績を基礎として、合併後に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計について策定（平成 17 年度～平成 26 年度までについては決算額）します。

主要施策（主要事業）については、合併後において、緊急性・効果等を勘案して作成される実施計画に従い、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものです。

なお、行財政制度は、現在の制度が計画期間中に変更しないこととします。

2 歳入

（1）地方税

過去の実績と今後の人口の推移及び大型固定資産の減価償却に伴う減収を考慮し、現行税制度を基本に推計しています。

（2）地方交付税

普通交付税については、現行の制度を基本とし、平成 27 年度までは合併に伴う財政支援措置である合併算定替を見込み、平成 28 年度以降は、合併算定替と一本算定との激変緩和措置で段階的に減額になると見込んでいます。また、合併特例債等の元利償還金に対する措置分や人口減少の影響額などを見込んでいます。特別交付税については、過去の実績を踏まえ推計しています。

（3）分担金及び負担金・使用料・手数料

過去の実績を基に、今後の人口の推移、施設の指定管理等への移行及び料金改定を考慮し推計しています。

（4）国庫支出金・県支出金

経常的な経費に係る補助金及び負担金については、過去の実績等を基に推計しています。また、生活保護費及び障害福祉費を除く扶助費のうち国県支出金の伴うものの人口推移を考慮し推計しています。投資的な経費に係る補助金については、新市建設計画に位置付けられた事業のうち国県支出金の伴うものの現行制度などを踏まえ推計しています。

(5) 地方債

新市建設計画における事業実施のため、合併特例債などの交付税措置率が高い地方債を主に、後年度の財政負担に配慮して見込んでいます。

(6) その他

その他の地方譲与税等、地方特例交付金については、過去の実績を踏まえ推計しています。寄附金については、ふるさと納税制度の推進を見込み推計しています。地方消費税交付金については、消費税率改定に伴う交付率引き上げを見込んでいます。

3 歳出

(1) 人件費

平成 27 年度以降は、人事異動を固定させ、行財政改革の推進に伴う新入職員の採用抑制を反映し推計しています。

(2) 物件費

過去の実績を基に、合併に伴う業務の効率化や行財政改革の推進に伴う歳出削減努力等を見込んで推計しています。

(3) 扶助費

生活保護費及び障害福祉費については、過去の実績を基に推計し、他の扶助費は、今後の人口の推移を考慮し推計しています。

(4) 維持補修費

過去の実績を基に推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績を踏まえながら行財政改革の推進に伴う削減効果及び一部事務組合の事業計画を考慮して推計しています。

(6) 普通建設事業費

現行の補助金制度、地方債制度を基に、健全な財政運営を行うにあたって投資可能な額を普通建設事業費として見込んでいます。

(7) 公債費

合併前の各市町村の発行債に係る償還予定額と、新市における通常債、合併特例債の償還見込み額から算定しています。

(8) 積立金

合併後の新市の振興を図るために設ける基金への積み立て及びふるさと納税制度推進に伴うふるさと支援基金への積み立てを見込むとともに、財政調整基金等への積み立てを見込んでいます。

(9) 繰出金

国民健康保険事業については、過去の実績を基に推計しています。診療所事業については、過去の実績を基に、合併前の各市町村及び新市における発行債に係る償還予定を考慮し推計しています。後期高齢者医療保険事業、介護保険事業については、過去の実績を基に、高齢者の将来人口の推移を考慮して推計しています。下水道事業については、計画的に料金改定が行なわれることを前提とし、合併前の各市町村及び新市における発行債に係る償還予定、区域人口の増減を考慮し推計しています。簡易水道事業については、合併前の各市町村及び新市における発行債に係る償還予定、分水料、区域人口の増減及び水道料金改定を考慮し推計しています。

(10) その他

その他の投資及び出資金、貸付金については、過去の実績を踏まえながら横ばいで推計しています。

4 歳入歳出の見通し

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市税	4,576	4,510	4,823	4,808	4,603	4,458	4,435	4,335	4,312	4,230	4,215	3,961	3,927	3,990	3,891	3,856
地方譲与税	289	415	160	152	159	153	138	129	123	117	114	114	114	114	114	114
利子割交付金	22	15	19	19	15	14	10	7	7	7	6	6	6	6	6	6
配当割交付金	7	12	15	6	5	7	6	7	13	24	27	27	27	27	27	27
株式等譲渡所得割交付金	13	11	10	3	2	2	2	2	20	14	14	14	14	14	14	14
地方消費税交付金	326	322	317	294	302	301	300	298	295	365	538	538	588	588	588	588
ゴルフ場利用税交付金	22	25	25	25	21	19	18	18	18	17	16	16	16	16	16	16
自動車取得税交付金	86	87	85	76	47	47	34	43	38	18	21	21	21	21	21	21
地方特例交付金	122	92	24	42	46	55	49	11	10	11	10	10	10	10	10	10
地方交付税	4,763	4,781	4,686	4,930	5,159	5,606	5,650	5,767	5,876	5,748	5,901	5,974	5,727	5,706	5,822	5,771
交通安全対策特別交付金	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	482	472	470	450	427	408	390	390	372	370	551	574	569	564	559	551
使用料及び手数料	257	232	200	209	229	268	236	238	236	240	238	243	204	204	204	204
国庫支出金	1,146	1,167	1,094	1,119	2,275	1,816	1,560	1,534	1,826	1,967	2,034	1,715	1,602	1,686	1,766	1,658
都道府県支出金	973	840	938	912	1,005	944	935	1,021	1,200	1,197	2,395	913	899	938	927	895
財産収入	44	593	31	45	51	18	21	26	10	15	12	12	12	12	12	12
寄附金	10	108	65	63	60	94	88	40	19	242	551	401	401	401	401	401
繰入金	973	40	418	45	191	199	38	47	56	876	244	524	505	505	505	505
繰越金	487	663	461	363	349	520	841	831	857	1,063	1,371	1,078	678	789	691	706
諸収入	386	217	440	236	230	223	220	279	241	310	230	224	215	215	211	210
市債	2,581	1,787	1,627	1,793	2,323	2,306	2,532	2,957	3,488	3,125	2,177	1,955	1,886	1,861	1,907	1,961
歳入合計	17,571	16,395	15,913	15,595	17,504	17,463	17,508	17,985	19,021	19,960	20,669	18,324	17,425	17,671	17,696	17,530

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	3,196	3,195	3,160	2,947	2,933	2,778	2,527	2,534	2,446	2,529	2,570	2,570	2,546	2,508	2,506	2,426
物件費	2,545	2,627	2,623	2,390	2,492	2,466	2,502	2,551	2,592	2,762	2,986	3,006	2,806	2,797	2,785	2,761
維持補修費	88	71	68	58	58	63	71	74	145	77	72	70	70	70	70	70
扶助費	1,601	1,719	1,679	2,045	1,886	2,302	2,428	2,505	2,547	2,737	2,821	2,707	2,690	2,673	2,658	2,633
補助費等	1,548	1,558	1,600	1,526	2,365	1,798	1,831	1,955	1,992	2,428	3,988	2,107	1,937	1,923	1,967	2,011
普通建設事業費	3,111	1,988	1,693	1,932	2,586	2,422	1,892	2,810	4,037	3,421	2,703	2,037	1,834	2,011	2,091	1,992
災害復旧事業	26	30	49	12	0	0	2	9	4	10	0	0	0	0	0	0
公債費	2,258	2,263	2,271	2,256	2,567	2,113	2,621	2,254	2,199	2,481	2,120	2,401	2,187	2,043	2,608	2,399
積立金	159	200	356	289	204	987	869	508	107	197	434	853	703	1,103	503	592
投資・出資金	370	188	57	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	80	100	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
繰出金	1,926	1,995	1,873	1,652	1,773	1,573	1,814	1,808	1,769	1,827	1,777	1,775	1,743	1,733	1,682	1,667
歳出合計	16,908	15,934	15,549	15,246	16,984	16,622	16,677	17,128	17,958	18,589	19,591	17,646	16,636	16,981	16,990	16,671

*歳入歳出とも、各区分の単位未満の額で調整しているため、年度の計は一致しない。

※このページは空白です。

5 財政用語説明

普通会計		市町村の財政状況を統一的な基準で比較するため、総務省が定めた会計区分。
歳入	地方税	住民税、固定資産税、入湯税など、市町村が課する税金。
	譲与税・各種交付金	国や県で税として徴収され、地方や市町村に譲与及び交付されるもの。
	地方交付税	標準的な行政サービスや基本的な社会資本整備が全国の市町村で行えるように、国税の一部が配分されるもの。
	分担金・負担金	特定のサービスを受けた方に負担してもらうもの。
	使用料・手数料	施設などの使用料や特定の事務によって、利益を受ける方に負担してもらうもの。
	国庫・県支出金	特定の事務や事業を実施するための、国や県からの負担金及び補助金など。
	財産収入・寄附金・諸収入	公有財産の貸付料や基金運用益、そして他に含まれない収入。
	繰入金	特別会計や基金など、一般会計以外から繰り入れるもの。
	地方債	市町村が実施する事業（道路や学校などの施設整備など）の経費の一部を長期的に借り入れる資金。
歳出	人件費	特別職や一般職員などの報酬や給与。
	物件費	賃金や旅費、光熱水費、施設管理委託料などの経費。
	維持補修費	施設や道路などの維持補修を行い、施設等の耐用年数を延ばすための経費。
	扶助費	福祉関係の措置費や支援費など、社会保障制度の一環として支出される経費。
	補助費等	各種団体への補助金や一部事務組合などへの負担金として支出される経費。
	公債費	過去に発行した地方債の返済金（元金、利息）。
	投資・出資金、貸付金	水道企業団への出資や、福祉・農業での資金貸付や教育の奨学金などの経費。
	積立金	特定の目的のために設けられた基金に積み立てる経費。
	繰出金	一般会計から特別会計へ支出される経費。
	普通建設事業費	道路や学校など、公共的施設建設などのための経費。